

午前10時 0分開議

○議長（佐々木嘉昭君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり欠席したい旨の届け出のありました議員は、10番 小林弘次君であります。

---

◎一般質問

○議長（佐々木嘉昭君） 昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位 8 番。1、合併破綻後の下田市の方針について。2、行財政改革の一層の推進について。3、観光立市の内実と観光政策について。4、歴史的建造物の保存と活用について。5、新しいまちなみの建設と景観法について。

以上5件について、5番 鈴木 敬君。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

○5番（鈴木 敬君） おはようございます。

一般質問も私が最後になりますので、これから述べる私の主旨質問も、大半がこれまで皆さんおっしゃったことに重なると。重複すると思えますけれども、市長におかれましては新たな気持ちで聞いていただくようお願いします。

初めに、合併破綻後の下田市の方針についてお聞きします。

下田市と南伊豆町の合併に向けたさまざまな努力は、去る10月17日に南伊豆町において行われた住民投票の結果、法定合併協議会の設立が大差で否定されたことによって幕を閉じました。賀茂郡一円の大同合併論から始まった平成の大合併の話は、下田市、河津町、南伊豆町、1市2町の合併協議会が昨年12月19日に破綻、解散した後、せめてこれだけという形で下田市、南伊豆町、1市1町の合併に最後の望みを託したわけですが、あえなく破綻してしまいました。

合併が失敗に終わった原因は何なのか、理由は幾つもあると思います。例えば、下田市の200億を超える負債が最大のネックであったとか、共立湊病院の移転問題、あるいは下田市と賀茂町村会のねじれ、対立関係、同じく南伊豆町の町長と議会とのねじれ、対立関係等々

挙げていけば切りがありません。

しかし、私が思う一番大きな理由は、これまでの合併論議の中に理念、ビジョンを感じられなかったこと。お互いの財政状態の悪さを目くそ鼻くそ笑う的に批判するだけで、少子高齢化、人口減少化の急速な進行や景気の落ち込みによる税収の減少にもかかわらず、医療費や福祉サービスは年々増えていくという現状をどのように打開していくのか。お互いの町が持つこれらのマイナス的要素を合併することによっていかにプラスに変えていくか。下田市の持つ歴史や自然に裏打ちされたブランド力と南伊豆町が持つ豊かな可能性をいかにドッキングさせ、どのように新しい魅力的な町をつくっていくかという、プラス的発想の論議がなかったことにあると思っています。新しい町の新しいビジョンをわかりやすい形で市民、町民に提案できなかったここに、合併失敗の大きな原因があったと思っています。

とにもかくにも、下田市は平成の大合併に乗り遅れてしまいました。これから先、あるいは5年後、10年後ぐらいに再び合併の機運が訪れるかもしれませんが、そのときまで下田市は単独で生き抜いていかなければなりません。

市民の多くは、下田市の現状に大きな不安を抱いています。観光の落ち込みと経済全体の底冷え状況、少子高齢化、人口減少の急速な進行と地域コミュニティーの希薄化、そして240億にも上る負債を抱える脆弱な財務体質、下田市はどうやってこの難局を乗り越えていくのか、市長は市民に説明する責任があります。

そこで、質問の第1点目は、何ゆえ下田市は合併に失敗したのか、その主たる原因は何だと思いか。

第2点目は、これから先、5年先、10年先までの下田市政の基本方針を明らかにしてほしい。

以上2点、まず市長にお伺いします。

合併の破綻は、またこれまで下田市が賀茂郡下町村と共同で推し進めてきたさまざまな広域行政、一部事務組合事業にも深刻な影響を与えています。

まず、賀茂地区交通災害共済組合が、平成17年3月31日に解散することが決まりました。次に、南伊豆総合計算センターも17年9月に解散決定と聞いていましたが、昨日の市長の答弁の中では、来年3月になりそうだということです。また、つくし学園の改築問題も現在地での公設民営化から民設民営化へと話が変わり、さらには河津西小学校が統合移転するため、その跡地へ移ったらどうかという意見も出ていていると聞きました。また、共立湊病院も10年以内に耐用年数が切れ、現在地で改修するか移転新築するかの選択を迫られています。

一方、一部事務組合事業ではないけれども、ごみ焼却場の建てかえの問題も平成29年を目標に、いずれは賀茂群1市6町村で焼却場を統一しようという了解がかつてあったと。各町村もそれにあわせて施設計画を立てていると聞いてきました。これらの広域行政の動きが、合併の破綻と絡んで今後どのようにになっていくのか。それは下田市にとって市民にとってどのようなメリット、デメリットとしてあらわれてくるのか。何か見ていると、管理者として下田市長の立場、主張がなおざりにされているのではないかと思えてきます。下田市の利害をしっかりと主張してほしい、市長の見解をお伺いします。

次に、行財政改革の一層の推進についてお聞きします。

合併に失敗した下田市に待っているのは、待ったなしの行財政改革です。平成16年から5年間の中期財政見通しによると、17年度予算編成の当初から7億円の不足が指摘されています。それが平成19年には10億を超えるという、まさに下田市の財政は破産寸前です。

市長はかねてから支出の見直し、削減を図り、借金返済に努めるのが第一だという立場を強調しておられます。来年度予算においてもキャップ方式と称し、まず初めに一律30%カットを打ち出しています。それはそれで一つの方法ではあるのですが、ただ削減削減というだけでは、町が活力を失い、立ち枯れてしまう。地域財政見通しにおいても、支出はそれほど変わらないのに、収入が年々落ちていく。結果として、赤字幅が拡大していくという構造になっています。

さらに国は三位一体の改革と称して、地方自治体に対する補助金、交付税を大幅に減少させようとしている。行政の合理化に努めむだを省き、緊急性の少ない事業は取りやめるか、ペースダウンするかなどして支出を削減しても、それ以上に収入が減少していくという構造になっています。何とか組織を合理化、リストラしながら、一方においては活力を高めていく方法はないのか。指定管理者制度はそのような意図を持った制度だと思います。

下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例という条例案が、この12月定例議会に上程されます。市の公の施設、文化会館とかプールとか公園とか、主に振興公社等に管理委託していた施設の管理運営の内容を変えていこうというものです。

公共施設の運営主体に、より実質性を与え収益性を追求させ、それによって各施設をより活発に活性化させる。結果として、市は施設に対する補助金を減らすことができる、それが目的であると思っています。管理委託者から指定管理者への単なる名称のつけかえだけで終わってはいけません。

国は今、もっとすごいことを始めようとしています。市場化テストといいます。これは公

共サービスの仕事を民間会社と官公庁がコスト面、サービス面で競争入札し、民間主体の第三者機関の判定で、いずれかが仕事を担うというものです。官民競争入札です。民がとれば新たなビジネスチャンスが広がるし、官がとれば競争にさらさせることにより、組織の効率化が図れます。既にこの10月18日から11月17日にかけて対象となる事業を民間から公募し、75の企業が119件の事業提案を行ったそうです。中には国税や年金、国保などの徴収事務もあり、これなどは今課題となっている税の未収問題に対する究極の解決策となるかもしれません。

この市場化テストは、平成16年度にモデル事業の選定をし、17年度に試行的に実施される予定だそうです。いずれ地方自治体にも導入されるでしょう。

指定管理者制度は、このような国による一連の制度改革、つまり行政サービスに民間活力を注入し、社会経済の活性化と行政組織の合理化を図っていくという目的を持った改革だと思いますが、市長はこの制度をどのように活用していこうとお思いか、見解をお伺いします。

次に、観光立市の内実と観光政策についてお聞きします。

市長は2期目の豊富の中で、行財政改革と観光立市を2つの大きな柱として、市政に取り組んでいくと語っておられます。ところが、この観光立市の中身がよくわからない。まずもって何をもって観光立市というのか、言葉の定義からお聞きしたい。

私の思うところでは、観光立市の第一歩は、住んでいる私たち住民が快適に暮らせ、誇りに思えるようなまちづくりから始まると思います。交通や電気、ガス、水道などのライフライン、いわばハード的な生活基盤整備だけでなく、生活文化や伝統、歴史、教育、娯楽など、ソフト的基盤も確立し、住む人に快適、訪れる人に魅力的なまちづくりをすることが、第一の観光的事業であると思います。その上で観光客を誘致し、下田の町にお金を落としてもらうためのシステムをどのように作り上げるのか、これが第2番目の仕事であると思います。

私は道の駅を一大観光情報センターにつくり上げることを提案します。そこに行けば、下田市のすべての情報が集められており、またさまざまな観光的企画案とともに、全国に下田市の情報が発信されていく。海の遊び、山の体験をコーディネートし、お客の要望に応じて案内し手配する。下田市に来る観光客の集合場所であり、そこから下田市の各地のまちなみや施設や体験の場所に分散していく。そのような下田市の観光の核となる情報センターに道の駅をつくり上げていく。

問題は、管理運営主体です。今までどおりの観光課直轄では意味がない。できたら観光協会を主体とした新しい運営組織を設立し、民間主導型の第三セクターなりNPOなりTMO

なり、新しい組織で運営していくのが望ましいと思います。

観光協会に対し、財政が苦しいからといってただ補助金を削減するだけでは、それでは観光立市の趣旨に反します。新しい観光のあり方、システムを構想し、その担い手に観光協会をつくりかえていくことが大切だと思います。

具体的な観光行政について、市長はまた2期目の抱負の中で、海洋浴、長期家族旅行、ジェットホイルモニター運航を重点事業として取り組むと表明しておられます。しかし、これはすべて海洋浴は経済産業省、長期家族旅行は厚生労働省、ジェットホイルは国土交通省と国から持ち込まれた話であり、いわば棚からぼたもち的な事業です。その後の進展も明らかではありません。

整理して質問します。

まず第1点は、観光立市の定義とビジョン。

2点目は、道の駅の観光情報センター化についてのお考え。関連して観光協会をどうするのか。

3点目は、海洋浴、長期家族旅行、ジェットホイルそれぞれの事業の現状と今後の取り組み方。

以上について伺います。

次に、歴史的建造物の保存と活用について、そして新しいまちなみの建設と景観法について、基本的に同じ項目なので一緒に質問します。

平成16年6月に景観法が成立し公布され、この12月に施行されました。新しい景観法は、目的として我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定、その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図りとうたっております。

そして、国・地方公共団体の責務、事業者、住民の責務を明らかにするとともに、行為の規制についても単に届け出や勧告にとどまらず、変更命令や原状回復命令などに、これまでにない強い強制力が明記されております。また、規定する対象、範囲も都市部に限らず、道路や河川や農山漁村にまで及んでいますが、ここでは下田市の中心市街地を主題にして問題提起していきたいと思います。

今、全国の中心市街地の多くが衰退、または停滞している状況にあります。しかし、中心市街地は長い歴史の中で、文化、伝統を育み、都市の核として各種の機能を培ってきた町の顔であります。このような町の顔の衰退、停滞は、町のアイデンティティーの喪失の危機で

もあります。まして、下田市にとって中心市街地いわゆる旧町内は観光の核でもあります。

下田市の中心市街地の特徴は、東西約500メートル南北約1キロメートルの狭い地域に、いろいろな要素が混在していることにあります。中でもペリーロードや須崎町かいわいの歴史的建造物活用地区は、下田市の歴史を体験する貴重なエリアとなっています。観光誘客の面においても、他にかえがたい魅力を持っています。

しかし、歴史的建造物景観法においては、景観重要建造物といっています。景観重要建造物は何としても残すんだ、保存するんだという強い意思と実行力がなければなくなってしまう。今、歴史的建造物活用地区の中核的建物である南豆製氷跡が、そのような運命をたどろうとしています。

南豆製氷跡は、その建物は小樽や函館の倉庫群に比べれば貧相かもしれませんが、下田の町においては、その伊豆石の美しさとともに十二分の存在感を有しています。そして、何よりもその地理的条件、立地条件、旧町内の玄関口に位置し、下田駅から外ヶ岡道の駅へ至る遊歩道のキーポイントにもなっていることを考えると、旧下田小学校の建物にまさるとも劣らない価値があると思います。本来的には、市が買い上げて保存、活用する建物であると思います。なくなってから、その価値に気づくというのでは遅いのです。今、下田TMO株式会社を中心になって保存活用の道を模索していますが、下田市も全力を挙げて支援する姿勢が必要だと思います。市長の見解をお伺いします。

次に、ペリーロードについてであります。この通りが旧町内において最も歴史的建造物が集中し、下田市の歴史伝統的文化を体験するまちなみであることは、周知のとおりであります。しかし、年々建物は老朽化していきます。維持管理は大変です。ペリーロードの今のまちなみを保存するのに居住者、地権者の善意だけでは、やがて行き詰まる日が来るかもしれません。ペリーロードをできたら下田港横枕線の通りから旧グランドホテル下までぐらいの幅で考えて景観計画区域に指定し、応分の補助もしながら、歴史的まちなみの保存活用地域として整備していく必要があると思いますが、市長の見解をお伺いします。

次に、下田港横枕線の拡幅工事についてお聞きします。

下田港横枕線のペリーロード入り口、お獅子さんのところから南高方面に向かって約200メートルの区間についての拡幅工事が具体的に動き始めました。既に地元の有識者や地区代表者、それに都市開発の専門家などで構成する下田港横枕線まちなみ環境整備検討会が数回の会合を開き検討し、平成16年3月に提言書として県に上程しました。それに基づき下田土木事務所から委託された形で下田TMOがワークショップを5回ほど開き、より具体的な道

路の形状について舗装の材質や色はどうするか、街路灯はどんなデザインか、街路樹の高さはどのくらいにするか等々について答申することになっています。

道づくりに関しては、そのような形で民間の意見に基づいて、行政イコール県が決定し実行します。しかし、まちなみづくりに関しては、行政イコール市が関与しなければできません。新しい道の建設が、新しいまちなみづくり、新しいまちづくりになるためには、地権者、居住者と一体になって、市が必要とあれば景観法に基づく景観計画区域に指定するなど、法の網をかぶせることもして、強い意思と実行力を持って取り組まなければできません。

下田港横枕線は、開国資料館から春日山33観音、了仙寺、ペリーロード、そして下田公園へと続く下田市の一大観光動線となり、一大観光資産となります。新しいまちなみづくりについての市長の見解をお伺いします。

次に、伊豆縦貫道のAルート帯についてお聞きします。

これまで何回か質問してきましたが、今回は景観という観点からお伺いします。特に、蓮台寺駅前の景観と岩下横枕の住宅地についてお聞きします。

まず、蓮台寺駅前についてであります。ここは2つの役目を持っています。1つは、下田市のひなびた温泉地である蓮台寺・河内温泉街の玄関口であること。2つ目は、電車でおりに西伊豆方面へ向かう玄関口でもあること。下田市に来る観光客のほとんどが、下田伊豆南部の自然を求めてやってくることを考えると、駅前をコンクリートの塊がふさぐことが、観光地にとってどんな意味を持つとお考えですか。

次に、岩下横枕ですが、ここは純然たる住宅街です。しかも、旧町内などから新たに住居を求めて移り住んでいる人が多い。そのような人たちを立ち退かせ、あるいはその頭上をコンクリートの道路で覆いかぶせることが、観光立市を目指す下田市にとってどんな意味を持つとお考えなのか、市長の見解をお伺いします。

以上で私の主旨質問を終わります。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） 最初の合併破綻後の下田市の方針ということは、昨日の他の議員の質問に対してもお答えをいたしました。大変この合併が壊れたということにつきましては、残念な気持ちを今でも大変強く持っております。

この合併に失敗した主たる原因というようなご質問でございますが、これは今議員の主旨質問の中にも、いろいろ自分が得ている情動的なもので言われておりましたことも、当然含まれております。最終的に下田市は、最後まで合併をするという意思を示し続けてきたわけ

であります。最後に残った南伊豆町との合併は、南伊豆町民の意思の選択という中で、だめになってしまったということでございます。

この原因については、いろいろな原因が積み重なってきたであろうというふうに思います。議員がおっしゃるような新市のビジョンが明確に示されていなかったのも一つではなかろうか、これもあるかもしれませんが、いろいろな情報が逆に間違った形でとらえられてしまった部分もあろうかと思えます。しかしながら、我々下田市とすれば、しっかりとした考え方で、この合併というものに下田市民とともに向かっていこうというような意思表示はしてきたわけでありまして、やはり合併は結婚と一緒に相手の気持ちがあるということで、最終的には南伊豆町の判断ということで、この合併ができなかったというふうな考え方を持っております。

それでは、これから5年、10年先、下田市の基本方針はということでございますが、これがまさに今回の議会の中でもいろいろ言われておりますように、大変財政力が厳しい、それから少子高齢化の波が押し寄せてくる、市内経済も大変厳しい、そういう中で今我々は行財政改革をしっかりした考え方で、中途半端な気持ちじゃだめですよ。これはもう市民にも、ある程度の負担はしていただくようなことが出てくるかもしれない。そういう中で行政も議会も皆さん方にも協力していただきながら、この行財政改革をしっかりしていく。そして、単独でも生き残れるような道筋をつくっていくというのが、我々の基本方針であり、使命であるというふうに考えております。

下田市の方では、既にもうこの行財政改革というのを、かなり実施をしておるわけですが、この辺の考え方も、本年度の今進めております新年度予算に反映をしていくつもりであります。最終的には、やはり行政、議会、市民、三位一体となって、この厳しい問題点に立ち向かっていく必要がある、これは皆さん方にもぜひ認識をしていただきたいというふうに思います。

これに関連しまして、一部事務組合等の問題がございます。現在、下田市といたしましては、管理団体として下田地区の消防組合があります。それから、南伊豆総合計算センターもあります。南豆衛生プラント組合、それから斎場組合、伊豆つくし学園、これが下田市が管理団体として構成している一部事務組合であります。構成団体としては、共立湊病院組合、それから賀茂地区の交通災害共済組合、この7つが現在広域的に共同で事務を処理をしているわけであります。しかしながら、議員のおっしゃるとおり、このところ、この一部事務組合の解散ということが、大きな波として押し寄せてきました。



現状では、南伊豆総合計算センターは17年3月の解散、これは首長会議の中で決定をいたしました。当初9月という予定だったんですが、構成団体の方からの申し入れによりまして、3月ということが解散、これについて今準備をしているところであります。それから、賀茂地区の交通災害共済も同じく17年3月の解散、先に行きましては伊豆つくし学園組合の解散が決定をされております。

この計算センターの解散の原因につきましては、いろいろこの合併協議の過程の中でも、電算システムの統合という問題につきまして、現システムですね。いわゆるホストコンピューターを使って共同処理をするシステムから、クライアントサーバーいわゆるもう自分たちで外部に委託をしてやる方式というような形で、離脱する町村が出てまいりました。そういう中で、町村会の方から解散の方向で検討するように、要望書が管理団体であります下田市に対して出され、協議の結果、平成17年、来年の3月ということで、解散することが決定をいたしました。

この解散に当たりましては、この電算処理の新システム導入に向けて、現在、検討委員会を設置してクライアントサーバー方式の導入に、下田市とすれば18年4月稼働というものを目指して、今進めているところであります。

この施設につきましては、17年9月までは現在の業務を処理しております団体である河津町、松崎町、賀茂村、南伊豆町とともに使用していく予定でありました。17年10月以降は南伊豆町とともに、下田市が利用していくというような形で、それぞれ下田市が電算事務を引き継ぎまして、他町村から事務を受託して、負担金をいただきながらやっていく方式というものを、今検討させていただいております。

職員につきましては、現在8人がいるわけではありますが、解散した段階で下田市3人、それから南伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町及び西伊豆町で、それぞれ各1名ずつを採用することにしていただいております。この新システムの導入につきましては、いろいろな業者があり、今、下田市としても検討中であります。

そのような形の中で、クライアントサーバー方式にすることによって、ランニングコスト的には、下田市とすれば現在のセンターの負担金と比較すると、軽減されるという方向性で今検討しているところであります。

それから、ごみの広域という問題も出ましたけれども、これは現実的には南伊豆圏の圏域のごみ処理広域化推進協議会というところで、前に策定をされたものでありまして、これから新施設というものをつくるには、100トン以上のごみ処理、これは10万人規模でなければ

国庫補助が対象にならないというような形でございますので、将来に向かってこの広域でやるという一応計画がなされておりました、現実には平成25年から29年ぐらいで、広域化を目標としていこうというような計画だけはできております。

下田市のこういう一部事務組合の破綻、解散というものについて、利害をしっかりと主張してほしいというものにつきましては、7市町村長の会議の中で、下田市の考え方はしっかり述べさせていただいておりますが、やはり構成団体の長の考え方というものの、最終的には多数決というか、その辺が大きな方向性になってしまいます。やはり一部事務組合は、構成団体の協力によってなされている組合でありますので、その辺の数の原理というのものも、大きな作用が出てくると、こういうふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

行財政改革の一層の推進についてという問題の中で、指定管理者の活用ということで、これは議員も大変これによって民間活力が生まれてくるのではなかろうかということ、この今の主旨質問の中でおっしゃってましたし、日頃からもそのような期待感を持っていらっしゃるというふうに思います。

今議会で指定の事務条例を出させていただきます。これによりまして年が明けましたら、私ども行政といたしましては、しっかり政策会議等で対象になる施設のものがあるか、あるいはどういうものをしっかり公募対象にするかということ、議論をさせていただいてやっていきたいというふうに思います。

やはり時代とともに、この公の施設の管理が、指定管理者制度に変わっていくということは、やはりそれだけの目的があるわけありますので、この辺を私どもも考えて、その設置目的ですね。今までつくってきた施設の設置目的というものが、時代のニーズにまず合っているのかというようなことも踏まえながら、またその施設が十分に利用されているのか、また使用料とか利用者数、それから市の負担金というものが適正なのか、こういうことを十分に考えながら、この指定管理者制度を活用していきたい、こんなふうに思います。

3つ目の観光立市の問題であります。それから、観光政策というような形の中で、ご質問がありました。

まず、観光立市の言葉の定義というものがありません。議員の主旨質問の中でも、いわゆる自分はこういうふうに観光立市というのは考えるよというようなこともあろうかと思えます。いわゆる住む人に快適なまちづくり、そして観光客をその後で誘致というようなお話もありました。

まさにこれはそのとおりであります。私とすれば住む人に快適なまちづくりをして、そ

の上で観光客を誘致ということじゃなくて、これはもう当然並行してやっていく責任が、行政にはあるわけでありまして、常日頃から住む人に快適なまちづくりというものは、福祉も含めて努力をしているところであります。やはり住む人がいい町と思えば観光客も来て、ああ、いい町だなと感じるわけでありますので、その辺はそういう観点で今進めております。

ただ、私が今回特にまた2期目に当たって、観光立市ということ前面に出したのは、やはり80%がこの第3次産業、特に観光というものに従事する、あるいは何らかの形で関係している方々が多いという、下田にとりましてはこのまちづくり中で、いろいろな分野で見なければならぬ中で、観光がやはり一番トップに出てくるのではなからうか。今まで曖昧な形の中で、まちづくりというのが多岐にわたって行われてきたと思いますが、やはり下田にとって一番元気になる早道は、観光であろうというふうに思って、あえて観光立市ということ、また前面に出させていただいたわけであります。

ということは、下田市においても大変広いエリアでありますから、観光に全く従事していないような地域の方々というのものもあるかもしれません。そういう方々からすると、何で市長は観光を前面に出すんだというようなことが、お話として出てくるかもしれませんが、やはり下田市民2万7,000人という中で、市民が一体となって、この観光というものに大きな花を咲かせましょうと。そして、このすばらしい歴史と自然というものがある中でそれを育て、実際に最終的にそれが実って収穫が得られるのは、下田の市民の皆さんですよと、こういう観点で市民の皆さん方が、やはり歴史の問題についても、これだけすばらしいものがあるということ、どれだけの市民の方が他人に語る力を持っているか、この辺からやっぱりやっていくべく必要であろうかと思えます。

特に、来年の日露の150年、このロシアとの歴史というのを、どれだけの方がよそに対して発信できる、しゃべれるか、こういうことも市民全体でやっぱり考えてやっていくことによって、下田市が町一体となってこの観光に取り組む姿勢が出てくるという思いで、私は観光立市という言葉を使わせていただきます。特に、庁内にもまちづくり再生委員会というものをつくりまして、今やらせていただいておりますが、またこの近く提言がここからも出てまいります。こういう中でやっていきたい。

それから、その中から道の駅の観光情報センター、これは今現在準備をしております、来年の4月1日あたりからコーディネーターというような形で、やはり今少しずつお客が増えている体験型の観光というものを前面に出しながら、情報コーディネーターシステムというのを今構築しております。

とりあえず議員の方は、観光協会を巻き込んでということでございますけれども、観光協会と今お話し合いをしながらこの辺は進めておりますし、また来年の4月1日から事務所的な形で、こういうことを進めていこうという準備をしております。

あと、海洋浴とそれから長期家族旅行、ジェットホイルというようなご質問が出ました。議員からは、国から持ち込まれた棚からぼたもちという言葉が使われましたけれども、僕はこれでもいいと思うんですよ。棚からぼたもちであっても、やはりそういう形で国が考えているものを、しっかり下田市が受け入れてやるという努力が、どこかでヒットになるわけでありまして、これはあえて向こうから言ってきたから棚からぼたもちなんて考えないで、やはり我々がそういうチャンスを得たという考え方でやるべきことであって、これは少し時間がかかるかもしれませんが、途中で消えてしまうかもしれません。

しかしながら、もしこの中で今3つ出ていますけれども、1つでもヒットが出れば、これはやっぱり観光のためにいいと、こういう気持ちで、ぜひ国から言ってきたことだからどうこうじゃなくて、やはりそういうチャンスを与えられたということで、取り組んでいく必要があるかと思えます。私はそういう気持ちでございます。

まず、長期家族旅行の形でありますけれども、これにつきましては今年の2月に、国交省の観光部の専門家に来ていただきまして、モデル地域としての下田市の交流会というのを開催させていただきました。その後、平成16年6月に長期家族旅行国民会議報告書というものにつきまして、国から下田市、志摩郡、諏訪市というものが、このモデル地域として紹介をされました。

今、内閣府が主導で動いています観光立国推進戦略会議という中でも、この長期家族旅行の推進の具体化というものが論議をされているわけでありまして、こういう中で当然長期家族旅行を進めるには、時間的な余裕、あるいは経済的な余裕、経済的な余裕というのは、やっぱり安く滞在できるようなシステムをつくれということでもあります。それから、どういう滞在している間にプログラムがその地域にあるのかと、こういうことが必要でありますので、これについても今研究をしているところであります。

特に、下田市においては、民宿とか保養所とかあずさ山の家とか、ある程度安く泊まれるようなところもありますので、こういうこともこのメニューの中に入れながら、今後、商工観光あるいは農林水産、教育委員会、振興公社等、一致して取り組んでいきたい事業であろうかというところで、まだ本当の入り口に差しかかっているところでございます。

それから、海洋浴の方でございますけれども、これは民間活力開発機構が展開する温泉利

用の里づくりということで、下田市が海洋浴のモデル地区ということのご指定をいただきました。しかしながら、これは全国で幾つか指定を受けているところが、海洋浴は下田市だけなんです、その温泉を持っている地域性のものによりまして、それぞれ違います。

現実には、これにつきましては下田市は、やはり海という自然を使つての海洋浴という、プログラムをご提言いただいたわけでありますけれども、現実には箱根町の強羅温泉が温泉浴ということで、もう既にこの民間活力開発機構のお力によりまして、もうNHKでも放送されたり、現実には地域が取り組んでおります。

ということで、先般、強羅と一緒に下田市もというお話があったんですが、ちょっと強羅の温泉浴、それから下田市の海洋浴というのは、全く地域性が違う問題でありますので、強羅と一緒にやるわけにいかないということで、強羅の方がもう我々よりか早くに地域が立ち上がってやっておりますので、今、民間活力開発機構の方は箱根強羅温泉の温泉浴を集中的に取り組むということで、下田市の方が少し遅れました。

ということで、とりあえずこの16年度中には、JTB旅連からいただいたお金、それから下田市の温泉旅館組合の方からいただいたお金100万を通じて、今研究会を立ち上げて実施をする準備を進めているところであります。やはりこういう話があったときに、いかに早く地元が盛り上がり、それに取り組んでいくかということが、箱根強羅に先にやられてしまったということは、大変残念だというふうに思います。

それから、3つ目のジェットホイルのモニターであります、先般下田市におきまして、この協議会を立ち上げさせていただきました。やはりまず試行を幾つかやりながら、現実には定期航路になるようにやる。やはり海から下田市に来ていただくという、この航路をつくるのは絶対必要であろうかと思ひます。ということで、来年の2月17日、18日、東京竹芝から下田港まで2時間15分の形で、南伊豆の桜を見ていただけるようなツアーを、今計画をしております。菜の花と南桜ということで、下田市に泊まっていただく、あるいは南伊豆町に泊まっていただくような形で、200名ぐらいのお客様に来ていただくような形で、これは首都圏を対象としまして、エージェンツに今募集をかけているところであります。

その間、ジェットホイルがあきますので、今度はそのあいた時間に伊豆地域の方々に、下田市から大島へ椿まつりを見に行つていただくような計画をしております。これはもちろん行って帰ってくる、日帰りでありますけれども、大島航路がなくなりまして大変久しいわけでありまして、久しぶりに大島の椿を見に行こうかということであれば、このジェットホイルを使つていただければ、約40分で元町の港へ着きます。それで、椿を見てまた帰っ

てくる。これは伊豆半島全域に、そのあいている時間、そのジェットホイルを使おうということで、2月17日、18日の2日間、今やっているところであります。またぜひ皆さん方も、久しぶりに大島の椿等を、ぜひ見に行っていたらというふうに思います。

これは最終的にそういうモニター運航をつなぎながら、主催というか主体は東海汽船でありますけれども、そういうものを使っていただくようなある程度目安がつけば、これが定期航路になる可能性がありますので、これはとりあえずスタートしたということで進めていきたいなというふうに思います。

それから、4つ目の歴史的建造物の保存と活用という中と、5つ目の新しいまちなみ建設と景観法については、ある程度整合性があるということでのご質問でありました。

まず、最初の南豆製氷の跡地に対しまして、下田市も全力を挙げて支援する姿勢を見せてくれというようなお話がありました。この南豆製氷の跡地というものを、大変伊豆石を使ってすばらしい建物であります。現在TMOが跡地利用ということでやられておりますが、その後まだ私どもに対してましては、実際にあそこを使って実施するというような結果が出たという報告は受けておりません。

現在、県の補助金を受けて、例えば回遊性の問題とか、採算性ですね。一番の問題は、採算性だと思うんですよ。TMOがあそこを受けてやる場合に、大きなお金をかけてやるわけですから、それが果たして採算に合うか。これはもうTMOとすれば、大きな問題だろうと思うんです。株式会社をつくって補助金を受けて、国・県のお金を受けてやるということになれば、当然途中で失敗は許されないと。もし失敗したときには、その1億ぐらいのお金はどうするんだよというような問題にもなるかと思えます。

この辺がやはり県の方とも心配をしております。今は県の補助金の中で、議員は多分TMOの役員かなんかやっていたらいいわけですよ。ということで、ご心配で今質問があったと思いますけれども、ご存じのように今県の補助金を受けて、TMOはワークショップをやっていますよね、2つの委員会の中で。まずは、本当にその建物をつくることによって、お客が町中に回遊してくるのかという、この回遊性の問題、それから一番に大きいのは、それだけお金を投資して採算がとれるのかという問題点、この辺の2つの何か委員会をつくってワークショップをやっているということでございます。その中で、TMOが最終的に初めてこの南豆製氷の跡地を利用するとか、あるいはよすよとかという判断が出てくるのではなからうかというふうに思います。

まだ、私どものところに入っている情報はその程度で、TMOから南豆製氷跡地をやるか

らという報告は、まだ受けていないということで、出てきた段階では採算性が私とすれば一番心配であるということで、ぜひこの辺のことをクリアして、ぜひ進めていただきたいなというふうに私は考えております。

それから、ペリーロードの方、景観計画に指定して、歴史的まちなみの保存活用地域ということではありますが、先ほどの景観法というような問題も出まして、これは今月のもう少ししたら、実際には施行される法律だと思います。

議員がおっしゃるこの下田市に残る町を、しっかりまちなみを残していこうという気持ちは、私も同じでありまして、今でも民間の鉄道会社の方では、やはりこの下田市にいかにお客様を送ろうかということで、この下田市に残るまちなみを何とかしたいという申し出もありますし、私もお話をさせていただきまして、ぜひそういう中で行政、そういう思いを持っていらっしゃる民間の方々とともに、この町のまちなみを残すというところには、積極的に取り組んでいきたいというふうに思います。

このペリーロードのペリーロードという名前の由来からいって、一応ペリーが歩いた場所ということですので、春日山33観音とか向こうの方まで含んでというようなことには、ちょっとならないのかもしれませんが、このまちなみの保存というものについては、私自身は今回のこの下田港横枕線のものも含めて、これにもある程度TMOの方々が意見を述べているということですので、少し流れを見ていきたいなというふうに思います。

それから、伊豆縦貫道の絡みにつきまして、蓮台寺駅前の景観、またこれは昨日の質問の中でもちょっと答えましたが、まだルートがはっきり最終的にどこというまだ決まっていないという中で、いろんな問題点が出ております。これはまた並行して我々も考えていきたいと思っております。

議員がおっしゃった西伊豆の玄関口を蓮台寺が使っているわけでありましてけれども、私個人の考え方とすれば、やっぱり西伊豆のあの玄関口というのは、僕は下田でいいんじゃないかなという思いを持っています。

蓮台寺の駅にお客さんおりて、結構見ているんですけども、やっぱり待合所も少ないですし、売店等もございませんし、バスの連絡ですごく苦労しているようなところも見られます。そのお客さんを待つために、下田から西伊豆の方へ行くバスが時間調整をすごくしなければならぬとか、いろんなことを考えておりますと、あえてこれどういう形で蓮台寺駅が特急をとめるということで西伊豆の窓口になったのかわかりませんが、私個人的には別に下田まで来て下田で時間調整して、下田からまた西伊豆の方へ行っただくようなシステム

でもいいんじゃないかなというふうに思っています。そういうことを踏まえて、この蓮台寺駅前の景観というものも考えていくべきだろうというふうに思います。

あと、同じ横枕線の岩下とか横枕の人たちの頭上を道路が通ることによって、コンクリートの道路がというこれについての考え方は、まだその辺のルートも私どもはどこの上とか、どこがということがわかりませんので、そういうことも伊豆縦貫道をどうしても必要という観点と、当然、総論賛成、各論がいろんなところで反対というのは、事業を起こすには必ず出てくるわけでありますので、その辺は今後ルートがはっきりした中で、また地元の方々との話し合いが必要になってくるんじゃないかと、このように思います。

以上でございます。

○議長（佐々木嘉昭君） ここで質問者をお願い申し上げます。

質問の途中ですが、10分間休憩したいと思いましたが、よろしゅうございますか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

---

午前11時 7分再開

○議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、5番 鈴木 敬君の一般質問を続けます。

5番。

○5番（鈴木 敬君） 再質問で一つずつお聞きします。

まず、一部事務組合のことにに関してなんですけれども、合併の破綻と期を同じくするような形で、一部事務組合がばらばらになっていくような動きが幾つかあるというふうなことが、こういうふうなことを言っただけでもわかりませんが、裏に何かしらの意図があるのかないのかと思われるような動きがあって、漏れ聞くところによると、組合だけじゃなくて、今まで税務関係の勉強会を何回もやっていたのも、そっちからどうのこうのなんていう話も出てきたりとか、そういうふうな形で下田市と賀茂町村会の関係がぎくしゃくどころか、下手したら対立関係まで行っちゃうんじゃないかというような状況にある。

ここら辺のところ、今後下田市は、いずれは10年か先にはもう一度というふうな話もあるわけで、それに向けて再度条件づくりをしていかなければならないわけなんで、そこら辺のところをどういうふうにお考えになって、どういうふうはこの状況を修正していくようなこ



とをするのか、そこら辺のことをまず一つお聞きします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） 当然、賀茂郡それから下田市というのは、昔からいろいろな形でこうやって協力体制をとって、奥伊豆という中での協力体制をとってきた組織でありますので、今回合併に絡んでもいろいろ少し波風が立ちましたし、この一部事務組合解散ということもある程度、私自身とすれば納得できない部分もありますが、特にやっぱり財政の問題とか、いろんなことが裏にあるわけでありまして、特に下田市がバッシングを受けているというふうなことではないというふうに理解をさせていただいて、それぞれの首長の考え方が、最終的には一部事務組合を今までは7つの中で、それぞれの今の首長さんたちの考え方が全面的に出てきて、こういうような形になっているということで、この場でも言えないこともありますが、またこれは個人的にぜひひとつまたお話し合いをさせていただきたいと思います。

○議長（佐々木嘉昭君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） 今後、どのように関係を修復していくのかということについても、ちょっとお聞きしたいんですけれども、それとあと、つくし学園が将来的に解散で合意したというふうに聞きましたけれども、今後、今の施設はどうなっていくのか、そこら辺のところもお聞かせください。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） つくし学園の問題も、これはもう既に私が市長になる前から、建物の改築ということはずっと計画に出ていたんですが、なかなか財政的な問題で執行というのが難しく、後ろへどんどん送られてきまして、最終的に私が今受けているというような状態がありますが、これもつくし組合議会でいろいろ議論をしながら、最終的には先ほど議員がおっしゃった公設民営というところである程度落ちついたんですが、公設民営だと国の補助金が得られないと。民設民営でなければだめだというような形の中で、また首長さん同士で話をしまして、民設民営というような今方向性が出ています。

それから、とりあえず今厚生労働省の方が、この補助金を出す一番目を向けているのが特養施設なんですね。障害者施設というのは下になります。ですから、国が採択をする場合であっても、まず特養施設に対する補助金というのが、一番ランクが上です。障害者の場合はその後になりますので。

ただ、これをクリアするには、やはり静岡県の方で我々のこの気持ちを受けていただいて、県がトップで申請をしていただくというようなことが必要になってこようかと思います。こ

れについては、もう既にいろいろ打ち合わせをさせていただいております。また、国会議員の皆さん方にもお願いをして、何とか今の場所で建てかえをさせていただくというような方向性が出ていたんですが、また先ほどのように空く学校が出てくるよと。ここを使えとかいんなまた形が、幹事会の方でも出てきております。前回、そこも視察等を幹事会でやりましたけれども、いろいろまだ問題点を含んでおりますが、今のところは現地で新しく建てかえというような形で、今のところ進んでおります。

ただ問題は、今度は各市町村に、また財政負担がかなり大きな金額が出てきます。果たしてそれがしよ切れるかどうかという問題が、まだ裏には含んでおりますので、今のところそういう形で組合議会とも相談しながらいろいろ話を進めていると、そういうところでございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） いま一つよくわからなかったんですけども、次です。

次に、指定管理者制度に関しては、そのようにできるだけ組織が活性化するというのをまず第一に考えて、単に人員を減らすだけじゃなくして、活性化するというようなことをいろいろな官の問題で、国もどこまでできるかわかりませんが、国もどんどんいろいろな事業を民営化している、民間まで参入させるというようなことを、どんどん進めていく方向にあると思いますので、極端な話を言ったら、僕は最終的には市役所なんていうのは、なんて言って失礼なんですけれども、市役所は企画立案の部門と調整の部門、あるいは監督の部門、予算・決算、それだけやればもう市役所はいいんじゃないかと。あとの一切のごみ焼却にしても何にしても、税の徴収から窓口サービスから全部、もう民間委託してもいいんじゃないかというぐらいの覚悟で、行政改革を進めていってもらいたいというふうに思います。国の長期的な方向も、そっちの方に行くんじゃないかと思っています。

次に、観光政策についてなんですけれども、特に道の駅の問題です。道の駅を情報化センターにしていくというふうなことでは、市の方もお考えだということですので、ぜひとも進めていただきたいんですけども、それを当面は観光課主体でやっていくというふうなことですけれども、昨日の増田 清議員の質問でもありませんが、観光協会をこれから最終的に民営化の方に持っていくというふうなことを考えたときに、一遍に民営化に持っていくのはちょっと僕はあれで、途中のワンクッションとして、とにかく第三セクターなりそういうふうな形で、NPOなり観光協会の組織を変えていく。同時にその道の駅全体を観光協会が管理運営し、そこで収益を上げていく、事業を展開していく、旅行業の免許までとってあつせ

ん、手配から手数料そういうふうなことまで含めて、その観光協会があそこで収益事業もや  
っていくというふうなことを通じて観光協会を変え、道の駅も変えていくというふうなこと  
を追求すべきだと思いますが、そこら辺ちょっとお答えをお願いします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） 観光協会のあり方につきましては昨日も質問が出て、まさによそでや  
っているような株式会社にするとか、いろんな問題点が今後出ると思います。

この道の駅のコーディネートシステムというのは、この観光協会と部分的には接点を持ち  
ながら、とりあえずは今のところ観光課でやろうというような目標で進んでいるわけであり  
まして、すぐに観光協会に任せてしまうということもできない。それはやはりそれだけの知  
識を持った方々を、今下田市で抱えている部分もありますので、そういう中での進め方でい  
こうというふうに、私自身は考えております。

多分、議員の皆さん方も観光協会の会員という形の中で、入っていらっしゃる方がいっぱ  
いいるんじゃないかならうかと思っておりますので、そういう方がぜひ観光協会のそういう会合とか中  
で発言をして、ぜひそういう方向へ向かっていけるように、また協力をしていただきたい、  
このように思います。

○議長（佐々木嘉昭君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） 道の駅のことに関してちょっと追加しますけれども、道の駅の日頃の  
管理運営の問題なんですけれども、相変わらずベイ・ステージから道の駅にして、より観光  
的なお客を集めるというふうな要素というのか、意味が多くなっていると思うんですけれど  
も、相変わらず火曜日を定休日としているというのと、この間、夕方ですか、いつも朝散歩  
しているんですけれども、たまたま朝散歩できなかったのも、夕方、犬を連れてあの辺を散  
歩して、4時過ぎぐらいですか、ベイ・ステージ、道の駅を通ったら、日曜日の午後4時半  
頃です。交流館のスペースが全部閉まっていて、電気がついていたのが観光協会と回転ずし  
と上の事務所ですか。あと下の交流館のスペースが、全部電気が消えていたというふうな状  
況があつて、日曜日の午後4時半頃に閉まっているような施設というのは、何なのかという  
ふうなことをちょっと思ったんですけれども、そこいら辺のことはどういうふうになってい  
るのか、ちょっとお聞きします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○観光商工課長（藤井恵司君） 道の駅の、まず火曜日に休館しているというのか、休館はして  
いないんですけれども、事務的にはやっておるんですが、売店等がお休みだという、これは

再三お願いはしておりますけれども、結局週に1回休ませてくれと。大分忙しくなっているようで、そういう売店も出てきまして、要するにそんな理由がありまして、お休みということを見せていただいておりますが、引き続きこれはお願いをしておりますので、何とか道の駅になったんですから、毎日営業してくださいというお願いを引き続きしていきたいと思っておりますけれども。

ちょっと日曜日の4時頃閉まっていたというのは申しわけなかったと。私も聞いておりませんので、これは調べてみたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） 出店者との契約というのは、どういうふうになっているんですか。何年か契約とかというふうなことでですか。

あと、また交流スペースが、どんどん出店者の売り場というか、使用面積がどんどん変わっていくというようなことがありますけれども、交流館スペースを今の現状の箱のスペースの中で活性化させていこうと思ったら、そこにもっと売り場等々を増やしていくというのも一つの考えなんですけれども、ただ今までの店を増やしていくというよりも、やる気のある新しくやりたいという人を公募するなり何なりするというのも、必要じゃないかと思っておりますけれども、そこいら辺のこういう契約とかいうふうに、これからどんどん出店者も新しく変えていく、もっとやる気のある人に変えていくというふうなことは考えていますか。また、出店者との契約はどういうふうになっているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○観光商工課長（藤井恵司君） 出店者の契約なんですが、更新をしておりますけれども、ちょっとそれは調べさせていただきたいと思います。今はっきりしません。

それから、スペースの関係ですけれども、スペースの関係は交流スペースというのがありまして、使っている部分には余分に面積割でいただいております。公募していくということもご意見がありましたけれども、出店していただいた経過からありまして、現在の出店者がずっと営業しているわけがございますけれども、だんだん道の駅の効果が出てきまして、よくなってまいりましたけれども、これからやっとなんかよくなったというところがございます、皆さんやる気で出店者協議会等いろんな行事もやってくれておりますし、とりあえずは今のままでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） とにかく、道の駅がより魅力的な施設になるように頑張ってくださいと思います。

次に、南豆製氷の跡のことに関してなんですけれども、市長の答弁を聞いていますと、採算性採算性そればかりおっしゃっているような感じなんですけれども、もともとこれは中心市街地活性化基本化計画においても、歴史的建造物活用事業のその活用事業の建物であるというふうに南豆製氷をわざわざしてあります、この計画においても。

TMO自体は民間だと言いますけれども、TMOは最初から金もうけのためにつくった組織ではありませんので、下田の町を何とか活性化させるよりよい、観光的にもよい町にしようと思ってつくったわけでありまして、それはある程度のそのリスクというのは、当然負わなければなりませんけれども、最初から採算性採算性と言って、その問題でどうのこうのなんていうのは、ちょっと何のために南豆製氷を再活用しようとしているのかというふうなことが、問われてきちゃうもので、市としてはあの建物をどういうふうに思っているのか、どういうふうにこれからしていこうとしているのか、そこいら辺のところの市の基本のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） 議員がおっしゃるように、施設そのものの伊豆石を使った建物というものの存在価値は、私は認めます。ただ、いわゆるあの程度の施設と言ったら申しわけないんですけれども、あれ全国に行けば幾らでもあるんですよ。ただ、伊豆石を使って下田市に残っているということで、あれは価値があるという判断を私はしています。

だから、TMOが市の出資金まで受けて立ち上げて、計画が幾つか出てきた中で、今あれを取り組んでいるわけでありましてけれども、私が採算性と言っているのは、今TMOがそういうことを議論していると思うんですよ。果たして採算が合うのかどうか。だから、一応株式会社としてやったわけなんですけれども、市も出資をしていますし、そういう公益性のある中で利益を上げて、せめてTMOの最低限であります専従職員ぐらいいは置くぐらいいのものは、稼ぎ出すということは努力をしていただきたい。

その中で、逆に今の計画を聞いているところでは、テナントを募集して料飲店というようなお話もちょっと聞きましたけれども、そういうところが実際にあるのかと。下田市の今現在やっている方々を対象にということも聞きましたけれども、例えばそういう方々が自分の店舗を捨ててそこに入ったとしたら、そこが空き店舗になります。だから、いろんな問題が

絡んでいるわけですから、そういうこともしっかりした形で計画をして、TMOが初めて採算性も考えて、これで赤字も出さずにやれるよと。補助金をもらっても、補助金をいただきながらも25年間、例えば補助金に縛られる期間が頑張れるというような決意があって、初めてそこがスタートする。ですから、そういうことをしっかり検討していただきたいというのが、私の考え方です。

ですから、あの建物のよさというものは、それなりに私自身は考えていますし、本来はああいうところが観光協会というような施設でもって、今後できるベイ・ステージのいろいろな中で、あそこが観光協会の施設として、お客さんもあそこまで連れてきて、そこで町中に入っていくようなシステムができれば、これはまたその有効利用というのがあるんじゃないかなという考え方を持っていますが、ただあそこの建物を改修したり何かということで、かなりのお金がかかるものですから、今の市の財政力では、市が買ってそれを観光協会に提供するというような余裕は今のところございません。

ですから、そういう中で、考え方とすれば、今TMOの考え方を見ているというようなことでございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） 南豆製氷に関してなんですけれども、市の全面的な支援をお願いしたいと言ったのは、要するに市の財政が苦しいということは、私もわかっていますので、とにかく出資をもっと増やせとか買い取れとかということじゃなくして、せめて例えば固定資産税を何年間かぐらいちょっと減免をすとか、何かその程度でもいいんですから。

ちょっと今確かにTMO自体も、いろんなリスクの前で足踏みしている状況があります。本当にやって大丈夫なのかどうなのかで。それから、専門のあれも呼んで検討しています。でも、一步を踏み出すことが今必要だと思います、下田の町においては。

ただ単にまちづくりを語るだけじゃなくて、実際にまちづくりをするためには、一步を踏み出さなければならない。踏み出すために今足踏みしている状況なんです。そこをちょっと後ろから押してもらいたい。それが固定資産税を減免するぐらいでもいいですから、市も応援しているよというふうなことだけでも、そういう意思表示だけでもしてほしいというふうなことを、僕は痛切に感じています。そこら辺のところをお願いします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） ですから、そういうことをクリアして、今具体的にちょっと敬議員の方から、固定資産税の減免なんていう話が出ましたよね。

ですから、こういうときに初めてそういうことを言うんじゃないで、やはりそういうことを思っているんだったら、いつでもそういうことを言える機会があるわけじゃないですか。ですから、そういうことを言っていただいて、市の応援というのはこういうことだよということであれば、それなりの考え方は出せると思いますし、ただ市が肩を押してアウトになったらどうするんですか。ですから、そういうことだって我々は責任のある立場として、簡単に市が応援するからスタートしろよということは言えないということなんです。今やはりそういうものやって、行政はいろんなものを今抱え込んでいる部分があるわけじゃないですか。ですから、そういうことはかなり慎重にやりたいということでございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） 南豆製氷に関しては、また十分に議論をしていきたいと思っております。

あともう一つ、景観法に関してなんですけれども、まちづくりという面で特に横枕線の拡幅工事に関して言ったんですけれども、これから一応19年度ぐらいに着工予定だというふうに聞いていますけれども、これから新しくまちなみをつくるというふうな機会にありますので、どんなまちなみをつくるのかというふうなことを十分に審議しながら、統一的なとか、こういうふうな町だよという、意思とデザインのある町をつかっていきたいというふうに思います。

その悪い例と言ってはあれなんですけれども、マイマイ通りが、せっかく新しく道路をつくりました。でも、あれがまちなみづくりになっているのかどうなのか。例えば、電線の地中化も文化会館の前からできなくなっちゃっている、街路樹も街路灯もみんなばらばらになっちゃっている、外観、建物なんかもみんなてんでばらばらで、そこに通りとしての意思とかいうものがない。新しい町をつくる時に何かしなかったら、まちづくりなんかできないんじゃないか。今あるものをぶっ壊して新しくつくる。そういう機会にどういうふうな町をつかっていくのかということ、みんなで考えながらやっていかないと、まちづくりというのは本当に言葉だけで終わっちゃうんじゃないか。

横枕線に関しては、これからそういう町をつくる機会であるので、あそこが下田の町にとってどういうふうな意味を持っているのか、どういうふうな価値を持っているのかということ、十分に議論しながら、地元の人たちの理解も得ながら、そこで計画を立てて、それにある意味条例化、あるいは景観法の適用をしながら、ある程度法の網もかぶせながらやっていくという姿勢が、必要なんじゃないかというふうに思います。

また、ペリーロードに関しても、あのペリーロードの通りだけでなくして、周囲も含め

て一つの景観地域にして、そういう雰囲気を保っていくというふうなことが必要であると思  
いますし、あの辺の建物も、どんどんこれから個別にあそこもここもという形で建て直され  
たり、なくなっていったり、駐車場化されていったりするようなことが、今現在でも起っ  
ています。

そういうふうなときに、どういうふうに町としては対応していくのかというふうなことが、  
ただその所有者の個人のその希望というあれで終わらせることなく、町としてどういうふう  
にするのかという意味が必要じゃないかというふうに思います。そこら辺のことを最後にお  
聞きします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） 景観法の方も6月に公布されまして、この12月17日に施行されるとい  
うことでございます。この中でも、この法の円滑運営を図るために、景観法の運用指針とい  
うのも当然出されると思いますので、この辺を下田市としても、下田市にどのようにこの景  
観法が適用できるか、こういうことも踏まえて検討させていただきたいと思います。

○議長（佐々木嘉昭君） これをもって5番 鈴木 敬君の一般質問を終わります。

---

#### ◎報第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、報第2号 専決処分の承認を求めることについ  
てを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長（高橋久和君） それでは、報第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご  
説明を申し上げます。

恐れ入りますけれども、予算書関係はピンク色、それから水色、それから説明資料は白表  
紙で中がピンクと水色のついたものを用意したいと思います。

それでは、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたのは、平成16  
年度10月9日付専決の平成16年度下田市一般会計補正予算（第7号）、平成16年度下田市下  
田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）及び平成16年度下田市下水道事業特別会計  
補正予算（第3号）、さらに平成16年度10月20日付専決の平成16年度下田市一般会計補正予  
算（第8号）の4件の補正でございます。

まず、平成16年度10月9日付の専決予算は、平成16年10月9日に伊豆半島に上陸いたしま



した、台風第22号関係の応急復旧費及び被災箇所の復旧工事等を専決させていただいたものでございます。

被害の状況等については、さきの20日に開催いたしました全員協議会にて、その概要は説明させていただいたとおりでございます。

それでは、まずピンク色の方の予算書を見てください。よろしいでしょうか。

最初に、専第8号 平成16年度下田市一般会計補正予算（第7号）について、ご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページ目をお開き願いたいと思います。

まず、第1条の歳入歳出補正予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,670万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億6,484万2,000円とするものでございます。第2項の歳入歳出予算補正の内容につきましては、専決予算の説明書にて説明をさせていただきます。

第2条の地方債の補正は、4ページをお開き願いたいと思います。

第2表、地方債補正（追加）は、今回の台風により起債復旧を実施するため、その財源として地方債を借り入れるものでございます。その内容は、公共農地災害復旧事業の40万円外3件の各事業に対して440万円を借り入れ、限度額、起債の方法、利率等は記載のとおりの内容でございます。

それでは、補正の概要については、説明資料によりさせていただきます。説明資料のピンク色のところを見ていただきたいと思います。

一般会計のまず歳出補正でございますが、補正額は5,126万1,000円で、10月9日の台風第22号による応急対策経費と本格的な復旧工事等を実施するための工事請負費、設計委託料等で災害復旧事業として時間外手当や受災者に対する災害見舞金100万円を、災害対策事業として主なものは、職員の時間外手当196万1,000円、消防団の出動手当25万1,000円、清掃センターへの持ち込み倒木等の処理委託費30万円等で、合計265万6,000円を追加するものでございます。

次に、事業コード7,000番から7,680番までは、各課所管の施設の応急復旧費と本格的災害復旧費でございます。各事業コードごとの主なものを説明させていただきます。

まず、7,000番事業の公共農地施設災害復旧事業は、箕作用水路の復旧工事費322万円と関連事務費、7,050番事業の公共農地災害復旧事業は、加増野地区の農地溪畔の復旧工事費100万円と関連事務費、7,200番事業から7,500番事業は、農用施設、林用施設、河川、道路、市

営住宅の応急復旧のための作業人夫金と機械借り上げ料と修繕料でございます。

7,550番事業の公共学校施設災害復旧事業は、浜崎小学校屋内運動場の屋上の復旧工事費として1,400万円と設計委託料等の事務費を、7,560番事業の単独学校施設災害復旧事業は、浜崎小学校の倉庫が倒壊したため、その取り壊し工事費請負費200万円と校舎のガラス取り替え、屋内運動場の応急復旧修繕費等でございます。7,565番事業の単独幼稚園施設災害復旧事業は、各幼稚園の修繕費を、7,568番事業の単独社会福祉施設災害復旧事業は、寓寄処の屋根修復工事請負費250万円と各公民館、海の家等の修繕費163万6,000円を、7,570番事業の単独総務施設災害復旧事業は、庁舎西館の屋根修理費45万6,000円、7,580番事業の単独保健休養林施設災害事業費は、花園のボイラー室、育苗と花園のガラス窓、あずまや等の修理費を、7,600番事業の単独都市公園施設災害復旧事業は、下田公園内の倒木処理委託費として457万2,000円を、7,620番事業から7,680番事業は、集落センター蓮台寺消防団詰所、各保育所の修繕費で、合計5,226万1,000円を補正するものでございます。

これに対しまして、特定財源は表下段の記載のとおり、公共債については国庫支出金として公共農用施設に215万6,000円、公共学校施設に821万4,000円等の1,088万5,000円を、単独債の一部に県支出金として社会教育施設、これは寓寄処ですが125万円と単独都市公園事業下田公園の倒木処理に対しまして、緊急雇用特別対策事業交付金として457万2,000円の合計582万2,000円が、また各施設の復旧に対しまして保険金560万円を、公共及び単独債で適債事業に対して市債440万円を借り入れるものでございます。

このため、特定財源は2,670万7,000円となりまして、一般財源といたしましては2,455万4,000円となり、その財源として財政調整基金より2,000万円を充当し、予備費にて455万4,000円で補填をさせていただきました。

次に、予算書の25ページ目をお開き願いたいと思います。

専第9号 平成16年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

この専決も台風第22号により、被災箇所の復旧のための補正でございます。

第1条、歳出予算の補正でございますが、歳入の補正が今回ありませんので、歳出補正だけになります。

第1表の歳出予算補正の内容は、説明資料によりさせていただきます。資料の左側から4行目をご覧ください。補正額は125万円で、下田駅前広場のテントが台風により被災いたしましたので、その復旧工事とするものでございます。財源といたしましては、予備費にて

補填をさせていただきました。

次に、予算書の30ページ目をお開き願いたいと思います。

専第10号 平成16年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

この専決も台風第22号により、被災箇所の復旧のための補正でございます。

第1条、歳出予算の補正ですが、歳入の補正が今回ありませんので、歳出補正だけになります。

第1表の歳出予算補正の内容は、説明資料によりさせていただきます。資料の左側から3行目でございます。補正額は156万7,000円で、職員の時間外手当2万4,000円、修理費として135万円で、その内容は汚泥処理等の玄関ドア、ダクト2カ所、電気ケーブル、ハンドホール等の被災箇所の修繕費等と委託料の19万3,000円は、施設の管理委託をしております三機環境サービス株式会社に台風のため待機をしていただきましたので、時間外相当額を委託料として払うものでございます。財源といたしましては、予備費にて補填をさせていただきました。

以上で台風第22号関連の専決予算の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、専第11号 平成16年度下田市一般会計補正予算（第8号）について、ご説明いたします。水色の方の予算書になります。

この専決予算は、平成16年10月20日付にて、平成16年10月20日から21日にかけての台風第23号の応急復旧費及び本格的復旧工事費と10月9日の台風第22号の復旧工事等を専決させていただきました。

被害の状況等につきましては、11月29日開催の全員協議会にて報告させていただきましたので、省略させていただきます。

それでは、予算書をごらんください。1ページ目をお開き願いたいと思います。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億7,984万2,000円とするものでございます。第2項の歳入歳出予算の補正の内容については、説明資料にて後ほど説明させていただきます。

第2条の地方債の補正は、4ページ目をお開きください。

第2表、地方債補正（変更）は、今回の台風により災害復旧を実施するため、その財源として地方債を借り入れるものでございます。

その内容は、単独道路災害復旧事業で、台風22号により借り入れ額70万円を570万円に変

更し、500万円を増額するものでございます。限度額、起債の方法、利率等は記載のとおりでございます。

それでは、補正の概要について説明資料によりさせていただきます。説明資料の青色の部分を見ていただきたいと思います。

まず、歳出補正でございますが、補正額は台風第23号関係で1,159万6,000円、台風第22号関係で350万円の合計1,509万6,000円でございます。

最初に、台風第23号関係でございますが、1,801番事業の災害救助事業は、職員の時間外手当34万8,000円と災害見舞金10万円を、1,841番事業の災害対策事業は、職員の時間外手当16万2,000円と消防団の出動手当3万8,000円等でございます。7,201番事業の単独農用施設災害復旧事業は、椎原用水路及び芝草用水路の復旧のための作業人夫金と機械借り上げ等、7,451番事業の単独道路橋梁施設災害復旧事業は、鵜島大浦線、大浦鍋田線、須崎恵比寿島線の復旧工事費858万8,000円と作業人夫金を、7,561番事業の単独学校施設災害復旧事業は、浜崎調理場の屋根修理費等でございます。7,591番事業の単独観光施設災害復旧事業は、和歌の浦遊歩道電気設備等の修繕費を、7,621番事業のその他公共公共施設災害復旧事業は、吉佐美漁港の船揚げ場の復旧工事費と機械借り上げ料を補正したものでございます。

次に、台風22号関係でございますが、この台風の復旧経費につきましては、さきの全員協議会でもご説明をさせていただきましたが、応急復旧費と一部の本格的な復旧工事等は、10月9日付の専決予算にて対応させていただきましたが、緊急性が薄いということで、その他のものについては12月補正にて措置をする予定でございましたが、そのうちの一部に今回の台風第23号との関係する箇所がございましたので、あわせて専決をさせていただきました。

それでは、7,450番事業の単独道路橋梁施設災害復旧事業で、鵜島大浦線、立野横川1号線、高根3号線、寝姿橋通り線外の復旧工事費として350万円を追加するものでございます。

この歳出補正に対する財源でございますが、表下段のとおり、今回の台風は公共債に当てはまるものがございませんので、国庫支出金はありませんが、一部に単独債の適債事業がありましたので、500万円を借り入れ、不足額1,009万6,000円は財政調整基金より1,000万円、予備費より9万6,000円を充当させていただきました。

これで専決予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（佐々木嘉昭君） 専第8号から専第11号までの当局の説明は終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前 11時46分休憩

---

午後 1時 0分再開

○議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

報第2号の当局の説明は終わっております。

本案に対する質疑を許します。

14番。

○14番（増田榮策君） 若干質問をさせていただきます。

今回のこの台風被害によって、最大の被害といえるような浜崎小学校の体育館の屋根が飛んだわけですが、災害の後に他の同僚議員と現場を見て愕然としたわけですが、

その見た限りでは、あそこの体育館の屋根がアスファルトシングルというんですか、アスファルトによって防水工事がされていたと。それをネジで両わきをとめてあったようなことなんです、あそこの体育館の屋根が水平にかかわらず、あの屋根が吹き飛んだということで、周辺も多少の民家も被害がありましたけれども、あの被害の状況から考えますと、今までの工法で、要するにあの屋上の体育館の防水がいいのか悪いのかと、こういうふうに技術的な私は問題があるかと思いますが、あそこは大変風が、聞きますと、風の吹きだまりと、右の方にも山をしょっている。そして、道路が谷のようにずっとあると。そして、前面にまた山をしょって、とても複雑な風の通り道になっているわけですが、今回のこの災害復旧の工事によって、本当にその風害といいますか、今後の風に耐え得るような設計工事がされるのかどうか、それをまず第1点お聞きいたします。

次に、あの体育館が、かなり屋根が飛んで青空が見える状態になったわけですが、当日見に行ったときも雨が降ってきて、体育館の床にたまったような状態であったわけですが。体育館の床というのは木を張ってありまして、そこに一応硬質な塗料を塗って床にしてあるわけですが、水がたまると非常にあれば膨らんで、私の知る限り昔小学校だかの体育館だったと思うんですが、記憶では床が変形、稲稈の取り壊した体育館だと思うんですが、雨漏りがしたんだかなんかして、床がもう波打つような変形になったようなことがあるんですが、そういう床についてのその後の被害はどうだったのか、お聞きいたします。

次に、城山公園の風倒木について、全員協議会でも私質問したわけですが、公園内のあの風倒木の木が、かなり大きな木が倒れているわけですが、あの処理を現在

どのようにされたのかということをお聞きします。

そして、あの風倒木は、多少売れるんじゃないかなと、私素人なりに考えていますが、実際には払い下げ等、何か売れるようなものはなかったのか、その辺のところを現在わかっておりましたらお願いをいたします。

とりあえず、それでお願いいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○学校教育課長（森 廣幸君） 浜崎小学校の屋根の防水の関係でございますけれども、議員ご指摘のとおり、あそこは今回の台風で一番風の当たりが強かったと、こういう状況の中で、屋根の防水層が飛散したと、こういう状況でございます。

現在の工法につきましては、これは災害復旧でございますもので、原形復旧という原則のもと、前回と同様のマスタード防水と、そういう工法では考えてございます。また、この工法が実際今後の風等に耐えられるのかと、こういうことでございますけれども、この点につきましては、今アスファルト防水の工法も、この当時の建物は53年でございますが、大部強くなってきてございますもので、今後の風については十分耐え得るものと、そう確信してございます。

また、床の変形等について、その後どうなのかということでございますけれども、確かに今現在、屋根が飛びまして、その上にブルーシートをかけて、また天井からの雨漏りを防ぐために、また床に今ブルーシートであれをつくっております。ただ、場合によっては、中からオーバーフローしたものが、若干下へ回るといってもございますけれども、現在職員の方で雨が降ればすぐに対応すると、こういう形をとっております。

また、今後の工事計画の中では、この床のそり等につきましては研磨いたしまして、また塗装しワックスをかけると、こういうことでこの前の災害査定の方でも、ご承認いただいておりますもので、万全を期して修理に当たっていきたくと、こう考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 下田公園の風倒木の処理について、どのようになされているかというようなご質問だと思いますけれども、これにつきましては緊急雇用対策で今現在森林組合の方に委託しまして始めております。一番最初、あそこの海中水族館ですか、あそこの方の入り口の方から徐々にやってきております。

それと、この風倒木につきまして、価値のあるものについては売ることができなかったか

というようなご質問だと思いますけれども、これにつきましては一応人力といいますか、緊急雇用で人力で今やらせておりますので、その中で要するにこれをまた持ち出すとなれば、それだけお金ももちろんかかりますし、細かく切って要するに現場へ一応置くようなことで今考えておりますけれども、その中でまた価値のある売るような木がありましたら、またその辺予算的にもまた見ていきたいというふうに思っております。

○議長（佐々木嘉昭君） 14番。

○14番（増田榮策君） おおむねわかりました。

もう1点関連して、この2つの台風の災害復旧で、若干私気になったことがありまして、実は前の災害のときに土屋 忍議員の裏山が崩れて、加増野に土を運んだところがございますが、あの付近に道路の端ですが、民間だと思うんですが、災害の恐らく風倒木の処理に運んだと思うんですが、山のように道路の端へ風倒木を置いてあるんですが、あの風倒木というのは、役所というのは、とりあえずごみになるのか、処理について何か指導のようなものがあるのでしょうか。

例えば、私がちょっと考えたんですけれども、災害等はやはり民間で風倒木処理をする場合は、まず白浜のあそこの今までの残廃捨て場、ああいうところを開放して置かせるべきじゃないのかなと。水源地の上流の方に大量に運んで切り刻んで置いておくというのは、ちょっと加増野の方に置いておくのは、おかしいんじゃないかなと考えたんですけれども、そういう実情を知っていますでしょうか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） 風倒木の処理につきましては、清掃事務所の方と打ち合わせして、燃えるものについては小さく切って運ばせていただいたということですが、今議員おっしゃったような水源地上流、加増野についてちょっと私ども知らないといいますか、まだ把握しておりませんので、ちょっと調査しまして、またご報告させていただきます。

○議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

1番。

○1番（沢登英信君） 台風22号及び23号の災害の復旧ということでございますが、この予算の内容もやはり緊急であるにもかかわらず、市債を持たなければこの予算が措置されないと、こういう事態になっているのかなと思うわけでございますけれども、ここら辺の財政上の問題の事情、第1点どうなっているのか。

それから、やはりこの状況を出すからには、きっちり災害の実態を担当課長が自分の目で

見ていただくと、そういうことがまず必要だろうと思うわけでございます。そういうことがきっちりされているのかどうなのかと、そういう疑問が今増田議員の質問で、私は受けたわけです。後で検討するよと、こういうことでは困るわけでございます。

例えば、爪木崎のガラス張りの温室も、その対象になっていようかと思いますが、ただ割れたところを直せばいいという形ではない、もう大変老朽化してきているわけで、しかもお客さんを迎える施設であるということでございますので、災害としての原形に、元に戻すというだけではなくて、事故が起こらないような対策というのは、やはり措置されているのかどうかということが第1点でございます。

さらに丸山住宅の市営住宅でございますけれども、この災害の期間、近所の方が見かねて、私の家におばあちゃん避難してきなさいよと、こういうような状態も現実に出ていようかと思うわけです。雨も降ると、風も吹き込むと、こういうような事態になっていようかと思うんですが、現地を担当課長が見ていただいているのかと。それを今度の予算の中でどのような形で改善といいますか、改築がなされようとしているのか、2点目としてお尋ねをしたいと思うわけでございます。

3点目は、何といたしましては下田市の大きな財産でございます。この城山公園にかかわる被害の実態をきっちり把握していただきたいと。椿まつりを行います会場につきましては、大変抱えきれないような大きな太いクスノキの木が倒れていると。とても通れないというような形になっていようかと思うわけです。水族館側の松の木やケヤキ等々の木にしましても、倒れているだけではなくて、それに連帯してさらにまた倒れてくるのではなかろうかというような、危険を感じるところが何か所かあるわけでございます。それらのものの処理がどのように、この予算の中でされるのかというような見解をいただきたいと思うわけでございます。

ただ、全く転がってしまっているものを細かに切って、公園の現地に置いていけばいいというような措置で済ませようということであってはいけないんじゃないかと思うわけです。市民の公園であると同時に、下田市の大きな観光施設の一つでもあると、こういう認識がやはりそこに欠落しているのかなというような思いがせざるを得ないわけでございます。

そういう点では、ただ単に木が倒れたというだけではなくて、名木といいますか、城山公園に植生されている植物として、あるいは樹木として大事に育てていきたいという形で、計画上、図面上にもきっちり落とされている木があると思うわけでございます。

先日の全員協議会では、博打の木の例を出したわけでございますけれども、それらの木が



どのような形になっているのかと。全く倒木で処理をしなければならない形になっているのか、ある程度手をかけて生き返らせることができるというような管理ができるのかどうかと。そこら辺のやはり見解をきっちりこの予算の中で、どういう状態になっているということの報告をいただきたいと思うわけでございます。

やはり観光施設の大きなポイントになっていますのは、循環道路と言われるこの鵜島大浦線の状態がいつどのような形で復旧し、利用できるかというようなことが、大きな市民も関心を寄せているところだろうと思うわけでございます。それらの説明もやはりきっちりなされていないといいますか、予算がないからできないんだということだけで済まされるような状態ではないと思うわけでございます。どういう形でどういう努力をしていくんだと。その方向づけをきっちりこの予算審議の中でしていただきたいと思うわけでございます。

以上、質問いたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○総務課長（高橋久和君） まず、今回の2つの災害に対する専決予算で、起債等の充当という質問でございます。

予算の概要の方でご説明させていただきましたが、22号関係では440万、それから22号、23号あわせわざの方では変更ということで、500万円の起債等を充当させてもらってございます。

ご存じのとおり公共債については交付税算入は当然されますし、単独債についても償還額が交付税に算入されるというような、ある意味では有利といいたいまいしょうか、借金には変わりございませんが、算入されるということがございますので借り入れたと。

全体の財源調整につきましては、冒頭ご説明いたしましたように、22号関係では財政調整が、特定財源、国庫、あるいは起債等を除いても2,000万余の財源不足でしたので、財調で2,000万、それから23号関係の方では1,000万の財調を取り崩させていただいて、財源の補填をしたということで、23号関係の1,000万の取り崩し後の現時点での財調については、約9,000万ぐらい財調としては出ています。

以上でございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○農林水産課長（金崎洋一君） 爪木崎の被害状況、確認をされた上でのことかということですので、第一報は振興公社に委託してございます。確認を第一報、公社の職員からいただきました。その後、現地の方をずっと回ってまいりました。

今、ご指摘のありました温室のガラス、それから温室のわきにありますボイラー室の屋根、それからあずまや、それからビニールテント、この4カ所が大きな被災を受けておりまして、今回の専決並びに12月の補正の方へ一部回させていただきます。そんなことで対応しております。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○建設課長（宮本邦夫君） まず、丸山住宅の避難の方々の後のどのような形でやっているのかというようなご質問だと思いますけれども、これにつきましては先般の増田議員の方の質問にもありましたけれども、一応今回屋根が飛んだとか壁等につきましてはの修繕は、今現在やっております。

それと、この丸山住宅のことにつきましては、はっきり申し上げまして、もう老朽化しておりますので、本当に抜本的な何かの対策というものはとらなければならないということは、もう重々わかっておるわけですが、これにつきましても住宅マスタープラン等の作成の方も急がなければならないというふうに思っております。

それと、下田公園の風倒木の関係でございますけれども、要するに先ほどの質問の中でありましたけれども、緊急雇用対策でやっておりますけれども、これにつきましては森林組合に委託しまして行っておりますが、一応それにつきましては手をかけて起こしているものについては、公社の方と十分話し合いながらやってくださいということも言っております。その中で機械等、持ってこなければならぬとかいろいろなやつもありますけれども、一応公社の方と十分その辺を話し合いながらやってくださいということを言っておりますので、またこの辺についてもまた十分現場の声も確認して、生け得る木についてはなるべく生かしてやっていきたいというふうに思っております。

それと、鶴島大浦線、いつどのような形で利用できるのかというようなご質問でございますけれども、これにつきましては一応鶴島大浦の場合は、もうこれ1カ所じゃなくて、3カ所、4カ所、被害を受けております。その中で市民の方々から一応仮橋ですか、そういったものをつくって何とか通せないのかというようなこともありましたですが、担当課としましては、そういう歩行者の安全を考えますと、そういうもので転落等の事故があった場合のこともありますので、早急に入札等をかけまして、原形復旧に早く努めたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 1 番。

○1 番（沢登英信君） 城山公園のそれぞれの風倒木につきましては、やはりかつてもそういうことがあって、あずまやをその材料でつくるとか、あるいはいすをつくるとか、単に公園にそれを切って腐らせるために置いておくのではなくて、それらの倒木したものを使えるものは管理をして使っていくというような、むしろ公園の整備にそれらの樹木を利用していくというような観点が、ぜひとも必要だろうと思うわけでございます。

現地に行ってみれば、そういうような思いというのは恐らく課長の胸にもわき起こってこようかと思imasuので、ぜひともそういうような利用がされるように要望をして、質問を終わります。

○議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思imasu。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議第62号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任

についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○助役（渡辺 優君） それでは、議第62号につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は固定資産評価審査委員会委員の選任に関する件でございます。地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

この地方税法の規定は、固定資産評価審査委員会の委員は当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て市長村長が選任するというものでございます。

固定資産評価審査委員会の選任につきましては、慣例によりまして旧下田地区と朝日地区、稲梓地区と稲生沢地区、白浜地区と浜崎地区の3区に分けて、それぞれの地区より1名ずつ計3名の方に委員としてお願いをしているところでございます。

このうち、現在朝日地区より選任をされておられました加藤 梓委員が、去る9月9日にご逝去なさいました。ここに慎んで哀悼の意を表するものでございます。

今回、加藤委員の残任期間の同意をお願いしたい杉江 寛さんは、昭和9年4月8日生まれの70歳で、住所は下田市吉佐美585番地の3でございます。杉江さんは皆さんもご存じかとは思いますが、元学校の先生でございまして、平成7年3月に下田小学校校長を最後に退職され、その後平成15年には吉佐美区長として市政にご協力をいただきました。また、平成16年春の叙勲において、瑞宝双光章を拝章なさいました。

以上によりまして、固定資産評価審査委員会の委員といたしましては適任者でございますので、ぜひとも皆様のご同意をいただきますよう、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

なお、任期でございますが、地方税法によりまして、前任者の残任期間ということになりますので、平成18年6月29日まででございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

14番。

○14番（増田榮策君） いささか人事でクレームをつけるのは不本意ですが、この杉江先生というのは私も知っておりまして、大変ご立派な先生で尊敬する1人でございます。

それを抜きにして、この固定資産税の評価委員というのが、いわば専門職だと思うんです、

私は。それで、例えば市の税務課の経験者とか国税等の経験者、不動産鑑定士、家屋調査士とか、そういった専門職に人事がなかったのかなと、そういうふうな審査がされなかったのかなと、その1点だけお聞きいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 現在、固定資産評価委員にお願いしておりますのは、残りの2名につきましてはご承知のように県の職員OB、または市の職員OBということで経験者でございます。今まで3人の中で必ずしも、理想とすればそういう方をお願いするのがいいんでしょうけれども、なかなか人材的にも承諾いただけないということもありまして、当然にこういう委員になりますと、担当の課長も含めまして、ある一定の研修をさせていただきまして、基本的な知識を得ていただくことになっております。そういう形で3人のバランスも考えまして、杉江さんで十分に対応していただけるという判断でございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 14番。

○14番（増田榮策君） この固定資産税の評価というのは、今景気の悪い中で非常に鑑定と申しますか、不満が出ていることも、これは税務課の課長も知っているとおりのわけなんです。

そこで、やはり私はこの選任に当たっては、十分な専門職のこの養成も確かでございますが、そういった基礎的な教養と申しますか、専門的なものがあるのをやはり検討すべきじゃないかなと、そういう時期に来ているんじゃないかなと、私はそういうふうに思いますけれども、今後はそういうことを検討されるかどうか、そこの1点だけお願いします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 増田議員の言われるとおりでもございますので、今後は十分内部で今の意見を参考に協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議第63号及び議第64号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第63号、議第64号の教育委員会委員の任命についての2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○助役（渡辺 優君） それでは、議第63号及び議第64号につきまして、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、いずれも教育委員会委員の任命に関する件でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めらるるものでございます。

この第4条第1項の規定は、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になっております。

最初に、議第63号でございますが、任命をいたしたい方は、下田市加増野433番地の1でございます。富永隆明さんでございます。生年月日は、昭和30年9月28日生まれで49歳でございます。

次に、提案理由でございますが、現在の鈴木俊彦委員の任期が、平成16年12月14日に任期満了となるため、新たに就任をお願いするものでございます。

富永さんは、昭和54年に立命館大学理工学部を卒業後、京都嵐山臨濟宗天龍寺僧堂掛塔と

なり、昭和56年7月に京都嵐山臨濟宗天龍寺暫暇、同年11月婆娑羅山報本寺住職となりました。昭和60年に知的障害者小規模授産所すぎのこ作業所の職員となりまして、平成13年7月には社会福祉法人覆育会理事に就任しました。現在、稲梓中学校のPTA副会長、下田市都市計画マスタープラン策定会議まちづくりの懇話会委員もなされております。

富永さんは人格高潔、誠実で指導力があり、教育文化に対し識見豊かであり、教育委員会委員といたしましても適任者であると考えます。

以上のことから、富永隆明さんを教育委員会委員としてご同意をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成16年12月15日から平成20年12月14日まででございます。

次に、議第64号でございますが、任命いたしたい方は、下田市河内839番地の2、山本祐子さんでございます。生年月日は、昭和18年7月1日生まれで61歳でございます。

次に、提案理由でございますが、前渡邊明子委員が一身上の都合により、平成16年9月17日に辞任されたことに伴い欠員になったため、新たに就任をお願いするものでございます。

山本さんの主な経歴でございますが、山本さんは白浜のご出身で、昭和34年に県立下田南高等学校普通科を卒業後、同年4月に下田町立第一保育所に就職、昭和51年には下田サンプラーザ株式会社に就職、平成3年伊豆急行株式会社不動産センター就職、平成10年に退職され現在に至っておりますが、この間、読み聞かせの会鮎の詩を結成、各学校での読み聞かせを実施し、児童等の読書啓発に積極的に尽力をされ、また勉強座の会員として下田市の芸術文化向上のため精力的に活躍をされており、現在平成13年6月に発足された下田市文化協会の理事を務められております。

山本さんは人格高潔、温厚誠実で教育文化に対し識見豊かな方であり、教育委員会委員といたしまして適任者であると考えます。

以上のことから、山本祐子さんを教育委員会委員といたしましてご同意をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、任期でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、補欠の委員の残任期間となりますので、平成17年3月14日まででございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明は終わりました。

まず、議第63号に対する質疑を許します。

13番。

○13番（大黒孝行君） 少しこの人事関係と外れるかもしれませんが、鈴木俊彦さんの後任でということで、同地区からこの委員の候補者を選ばれたわけですが、この任命の地区的なあれというのは、こういう固定した格好でずっと続くわけですか。そのところを一つ。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 相当以前には、余りそういう地区にこだわらずに選任をしたときもございました。しかしながら、近年は各中学校の学区ごとに4名、1名ずつを選任をし同意をいただいております、教育長については別枠というような形でやられておりますので、原則的に決まっているわけじゃないんですが、やはり公平性というようなこともありまして、そのような形での選任をお願いしています。

○議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第63号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第64号に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第64号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議第65号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第65号 助役の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○市長（石井直樹君） それでは、議第65号につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は助役の選任でございまして、選任したい方は下田市河内745番地の24、渡辺 優さんでございます。年齢は、昭和18年5月8日生まれ、61歳でございます。

渡辺さんは昭和37年3月、下田北高等学校を卒業され、同年4月株式会社ナス・ステンレス大船工場に就職、昭和38年2月退職、同年4月下田町役場に公職され、37年と8カ月勤務いたし、平成12年12月15日に退職されました。その間、建設課長、下水道課長、総務課長及び防災監を歴任されました。また、市役所退職と同時に助役として4年間、厳しい財政状況の中で市勢発展のために努力をいただきました。

市民だけでなく、職員からも信望が厚く、指導性にも大変すぐれており、今回再度ご信任をいただくわけでございます。助役として適任者であると信じておりますので、ぜひともご同意をいただきますよう、お願い申し上げる次第でございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

14番。

○14番（増田榮策君） この助役の経歴を見ますと、建設課の係長を初め数々の係長を経験して、実に経歴の多彩な有能な方で、私たちもそれを信頼して、この最初の助役の選任に大賛成して、ぜひ助役にふさわしいとこういふふうになって、もろ手を挙げて賛成した1人として、今回この人事にいささかのクレームが、私なりにちょっとありますので、それを聞いていただきたいと、こういふふうに思います。

というものは、このプラントの入札に関しまして、これまでプラントの入札に至る経過として、いろいろな各所に怪文書等が入札で配布されたわけでございます。この入札が極めて談合の疑いが強い懸念があったにもかかわらず、調査の結果その疑いが晴れたということで、この入札をプラントで実施することになったわけです。

しかし、当初のこの入札説明では、最低制限価格を設定しないと明言していたにもかかわらず、突然、助役の提案で最低制限価格が設定され、しかも寄せられた情報どおりに、その業者が指摘されていた価格で落札するという、極めて不自然な入札であったことは、これは官製談合の疑いがさらに深まったと、私なりに感ずるわけでございます。

本来ならばこの入札に際し、慎重にチェックすべき助役の職務ですから、自らのこの提案によって疑惑を深めた責任は、職務者としては私はいささか不適合ではないのかな、こういふふう私なりに考えるわけでございます。

収入役の選任におきましても、法令違反でそのチェックを怠ったことは重大で、過去の下田市議会の事例でも、大変厳しい批判があったことを、私はつけ加えたいと思うわけでございます。

もう一つ、この入札に関して、私は重大な懸念があったことを申し述べたいと思います。というのは、このプラントの入札の工事請負関係業務における最低制限価格のこの設定について、会計検査委員が平成12年頃から16年頃までにかけて、たびたび行政に対して都道府県

等を通じて、入札に対して周知徹底を図りたいということで、指摘する文書があるわけですが、その文書を読みますと、入札の際、最低制限価格制度を採用するに当たっては、その必要性を十分に検討しないまま、合理的な算出根拠に基づくことなく、最低制限価格を設定したことにより、契約の内容に適合した履行の確保が十分期待できる業者を失格として排除し、結果として補助金等が適切に交付されていなかった事態について、改善を要する旨の指摘があるわけでございます。配布された文書にですね。

そうしますと、この指摘によりますと、この指摘を踏まえて、本件の問題になったプラントの入札をもう一度考えてみますと、この契約手続においてやむを得ず最低制限価格を設定する場合は、その契約の内容に適合した履行の確保を図るために設定する必要かつ十分な検討を行うことが求められるわけで、設定する場合には、その設定理由を明確にすることとされているわけでございます。

今回、このようなプラントの不祥事は、この指摘に対し、このプラントの入札はまさに逆行するようなことでなかろうかと、私は考えるわけでございます。そして、会計検査院からのチェックが入れば、補助金の減額もあり得るのではないのかと、私なりに心配するわけでございます。要約すれば、最低制限価格を設けたこと自体が談合防止だと言って、今まで説明されていますが、全くこの設定には根拠のないことが、この文書から判明するわけでございます。

よって、この契約の内容に適合した履行の確保が、十分に期待できる業者を失格として排除したために、要するに今回は適正な補助金を交付されなかったという事態になりかねないという、重大な懸念があるわけでございます。

もう一つ、この問題について、今朝の朝日新聞の「私の視点」ということで、談合被害のことに、弁護士の長谷川一裕さんという方が新聞に書いておられます。私、朝起きがけに新聞を見たとき、あっと思ったんですが、その中に実はこういうことが書いてあるんです。読みますからよく聞いてください。

一般に裁判では、談合がなければ落札されたと推定される落札想定価格と、実際の談合による落札価格との差が損害額とされるというわけでございます。ところが、落札の想定価格は仮定上の評価であるため、今までは立証することが大変困難とされてきまして、幾ら議員が言ったとか市民が言っても、それを立証しなければ談合の損害が、実害があったということとは認められなかったと、こういうふうな意味だと思います。しかし、この弁護士の弁によりますと、98年からの新民事訴訟法の施行で、金額の立証は困難でも損害の発生が認められ

た場合には、裁判所が損害額を推定できるという規定が導入されたと。よって、この長谷川さんという弁護士の解説によりますと、同じようなこの談合の訴訟において、1審、2審とも裁判所は適用を認めて、最高裁もこの考えを支持したと、こういうふうに指摘があるわけですが、このことからしますと、いささか私はこのプラントの談合において、職務を逸脱しているんじゃないかな、そういう懸念が私の頭の中をよぎるわけですが、これについて市長はどのように考えているでしょうか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） このプラントの問題につきましては、この議会でもいろいろ出ましたし、またプラントの議長もこの席にいらっしゃるわけで、またプラントの議員もいらっしゃいます。その中でこの問題はしっかりと議論を重ねまして、いろいろな疑惑解明についても審議をさせていただきました。その中で既にもうプラント議員の方から、その了承を得まして、今回の入札を行ったわけでありませう。

今、議員のおっしゃるような、そのプラントの問題でどうこうということにつきましては、今言ったようなプラントの議員の皆さん方にもしっかりとご審議をいただいて、経過を踏まえての形で入札も執行いたしましたし、先般、安全祈願祭をして、いよいよ工事着工になったという経過がございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 14番。

○14番（増田榮策君） 私の言った意味が余り理解できていないのかなと、そういうふうにもちょっと感じましたけれども、私は今回の一連のこのプラントの入札について、いささかもし会計検査院の指摘があった場合、補助金の一部を返還されるおそれもあるんじゃないかな、そういう心配があるから私は言っているんです。

要するに、今までの流れの中に最低制限価格を助役自体が、私は今までの課長を経験した有能な人が、この文書のようなことを知らないということはないわけです。この文書によると、最低制限価格はもう既に違法だということを指摘しているんですよ。やることを。だから、私はその懸念があるから、そのことをあれしているわけです。ただプラントの議員が全部、その了解して入札が終わったからというのではなくて、やはり私は職務としてチェックする側にいるんじゃないのかなと。チェックする側の人間として不適合ではないのかな、こういうふうに私は思って質問したわけです。その辺のところを、市長はどういうふうに考えるかと。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） 増田議員の言うこともわかりますが、とりあえず私とすれば、そういう経過を踏まえてきた中で、今回、高価格での談合阻止ということができたという評価を、私自身とすればしております。

○議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 私は、この助役の選任候補者の方がふさわしいのかふさわしくないのか、いまだ判断に迷っております。迷っている理由が3点ほどありまして、そのことについて市長のお考えを聞きたいと思います。

1点目は、今、増田榮策議員から出ましたが、南豆衛生プラント入札の情報漏えいの問題であります。この問題は、市長がお答えになりましたように、漏えいはなかったということで入札が行われ決定されております。しかしながら、疑惑そのものが完全になくなったというものではありません。

なお、私を含め市民の大多数の中には、疑惑として残っております。市長を初め特別職の方については、疑惑を持たれること自体があってはならないことなのではないかというふうに考えますが、その点はいかかなようにお考えでしょうか、お尋ねします。

2点目は、助役の仕事は、市長を補佐し業務を行うことにあるんですが、この間市長の減給処分が3度行われており、非常に多い。本来、市長の減給処分などは、あってはならないことなんですが、この回数がやはり多いと言わざるを得ない。それがすべて助役の責任だとは言いませんが、その補弼として十分だったのかどうかということについて、お尋ねします。

3点目は、下田市にとって大変不幸な出来事でしたが、合併の破綻があります。1市2町の合併における最大の問題点は、3首長の合意書であります。あの合意書が、1市2町の合併の議論を進めることができなかつた最大の問題であります。最初の入り口でつまづいてしまった。これについては、当然市長の責任もありますが、実務的に取りまとめた助役の責任もまたないとは言えないと思います。

先ほど合併については下田市はやりたかったが、相手の意向でできなかった。それは事実でしょうが、合併をやるためには相手の都合、すべて相手の責任にするわけにはいかない。こちらの努力不足、説明不足も含めた責任も、またあると言わざるを得ませんが、そうした観点からあの合意書をまとめ、そしてそれそのものが1市2町の合併の大きな障害になったということについてどのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） 情報漏えいというようなお話でございました。また、市民からの疑惑がある。私は逆の目から見ております。全く不特定というかいわゆる匿名で、ある人から電話1本入った。そのことによって、疑惑の渦中に置かれた人間の立場というものを、私はやはり擁護すべき問題点もあるのではなかろうかと思えます。

これがいわゆるどここのだれだれと名乗って、そういう形のものの情報であれば、私はある程度信憑性もありますし、またその方からどういうところからの考え方で、そういう情報を漏らしたかというような形で追及はできたかと思えます。例えば、どこのだれかもわからない人間が嫌がらせで、例えば電話1本入れたことで、大変疑惑に置かれた立場の人間のことを思うと、私は逆に今回その立場にある人間として、そういう疑惑をこうむってしまったという助役に対しまして、逆に少しそういう目で見てやりたいという思いがあります。

今回の疑惑は、なかなか最終的には確固としたあれはなかったんですけども、やはり聞き取り調査とかいろんな形でプラント議会の方にも説明をして、その辺を乗り切ってきたということで、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、市長職を補佐するという形の中で、私も確かに市長になりましてから3度ほど、減俸処分をさせていただきました。また、これにつきましては、私の至らぬところもあったかと思えますし、確かに補佐する助役として、100%やっぱり完璧な人間というのはいないと思えます。いろいろ自治法に本当に精通している方が、すべて助役というわけでもないと思えます。

しかしながら、私自身は今回の上程につきましては、4年間やらせていただいた中では、まさに適役な助役であったという判断をして、今回、再度皆さん方のご信任を得たいという思いで出しているわけであります。

それから、合併の破綻の問題につきましては、合意書という問題も、過去の議会の中でも何度も行われました。しかしながら、合意書を交わさなければ、まずあの1市2町の合併議論にも入れなかったわけであります。

逆の見方をすれば、合意書が合併破綻につながったという可能性があるかもしれませんが、助役は助役でやはり下田市の立場として借金が多いとか下水道の問題で、その分は全部しょってけよというものを、我々が逆に合併の条件として最終的に受けたら、これは下田市民に対して大きなマイナス面をしょうことになります。

この辺は、しっかり合併協議会の中で議論をしていこうという中での立ち上げでございましたから、決してこれは助役の責任ということではなくて、合併協議会の中に話し合いの場を

つくるという形の中での合意でございましたから、私はこれはしかるべき判断であったというふうに、私も認識をしております。

○議長（佐々木嘉昭君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 1点目の疑惑についてなんですが、匿名の情報で不確かなものである。それは全くそのとおりであります。しかし、入札の延期をした最初のビラも、また匿名でありました。全くどこのだれが出したかわからない匿名のビラにより、談合が行われていると。直ちに入札を延期し、最低制限価格を設けろという匿名のビラにより、下田市は入札を延期し、結果として最低制限価格を設けた経緯があります。

そうした点を考えると、匿名の情報であるから、これ取り上げるに当たらずというのは、説明としてはいま一つ説得力がないのではないかというふうに思います。その点、疑惑を持たれていること自身について全く問題がないんだと、そういうことは考えられないということなのか、そこの真意をお聞きしたい。

補弼の点については、補弼を受けられる市長自身が、適役であるという判断をされているということで了解いたしました。

合意書については全く問題があると私は考えておりますが、市長はご自身の責任を含め、大きくは助役の責任ではないという判断を下しているということで了解いたしました。

最初の疑惑の問題について、いま一度ご説明をお願いします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） 怪情報もビラでありました。それから、電話の怪情報も、これも匿名の人間の行ったことでありますが、これはやはり匿名という、あるいはだれかわからない怪情報、これは最終的にはその立場にある人間の判断に、もう言わざるを得ないというふうに思います。

そういう中で助役は、ビラで回った怪情報というものをある程度本人の責任として判断をして、このままだと従来の高価格設定の談合が行われるという危機感を持って、この財政力の厳しい中でそういう判断をしたというふうに、私は理解をしております。

それから、私が言っているのは、やはりそういうビラの問題と1人の人間という人格というものを見たときに、あの怪情報が電話であったために、あの後議会で追及され、いろんな目で見られ、また議員がおっしゃるように市民の目から、そういう疑惑の場に置かれたという、彼1人の問題じゃなくて奥さんもいらっしゃいますし、家庭の問題でもあるわけです。彼は大変悩んだんですよ。

ですから、そういうことも踏まえて、私はあえて私の市長の判断として、今回彼をしっかりと信じて、再度助役をお願いをしたいと。これは4年間一緒にやってきた中で、この財政力厳しい下田市を立て直すには、彼の力も借りたいと、こういう思いで上程をさせていただいております。

○議長（佐々木嘉昭君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） それでは、疑惑はあるものというか、疑惑を持たれてはいるものの、疑惑があるような人物ではないという、市長の判断であったというふうに答弁を理解させていただきました。

以上で終わります。

○議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

1番。

○1番（沢登英信君） 渡辺助役の再選につきましては、市長自ら大変指導性にすぐれた方であった、だから再選をしたいと、このような理由でございますが、市長はご案内のように、観光立市とこの財政再建、すばらしい町をつかっていきたいと、このように政策立案されて提案されてきたと思うわけでございますが、この間、むしろこの財政は悪化をしている。経常比率につきましても、70%台だったものが90%台を超えると、こういう状態になっていようかと思うわけでございます。

そういう意味では、市長が掲げた政策は、まさに実現されていないどころか、ますます財政破綻を来すような状態になっていようかと思うわけです。このようなやはりリードしてきた一端の責任が、大きくあると思うわけでございます。そういう意味で、果たして指導性があったのかということに、大きな疑問があるわけでございます。

さらに、8月24日に任期満了で退任しました高橋収入役の後任につきまして、選任をしないという自治法違反の方向を市長は打ち出した。そのやりとりの答弁の中でも、助役は自治法違反であることは確認をしていると。必置条項であることは知っていますよと。まさに自治法違反を承知で、むしろ市長の方向をいさめて、これは法律に違反するので、市長、そういうことはできませんよ、こういうように補佐すべきであったかと思うわけでございますが、市長のイエスマンというような方向で、結果的には市長と自らの処分という形で責任をとらざるを得ないと、こういう結果になっていると思うわけでございます。

長らく職員をしてきて、地方自治法に基づいて、ルールに基づいて行政を進めていかなければならないと、こういうことは百も承知でありながらそれを実施をしないと、こういう方



であっては、やはり指導性にすぐれているとはとても言えないと、ミスリードをしている助役であったのかなと、こういうぐあいに疑わざるを得ないと思うわけでございます。

しかも、これらの問題は庁議にも諮ったと、こういうことでございますから、課長のような経歴を持っている方々が、これが違法であるということがわからないはずがないと。庁議でも、それらのものが違法だというようなことが発言できる議論がされないと、こういうような庁議の運営をやはり責任者としてしているのかなと、このように思わざるを得ないわけでございます。

こういう点から見ましても、まさにその指導性というのは、ただ単に市長のイエスマンだということであって、市民全体の利益を図っていこう、よりよい町をつくっていくために、現実的な方策をとっていこうと、職員全体のやる気を引き出していこうと、こういう指導性において、全く欠けている結果があったのではないかと思うわけでございます。

さらにそういう意味では、市長が当選されて、私の先輩でもあります飯田さんを助役にしようということで、一度提案されていると思うわけでございますが、職員のとくに失敗をしたと、処分を受けていると。そういう職員はふさわしくないということで、選任がされなかったと、そういう経緯があると思うわけでございますが、まさにこの飯田さんの例に比べてみましても、職員であるどころか助役の職にあるときに、そのような自ら処分をするというような事件を起こしながら、再度その任に当たるということは、やはり大きな疑問があると。

市長のむしろその見解が、何かとらわれているのではないかと、このように思うわけでございますが、さらに何人の方も指摘しておりますが、南豆衛生プラントにかかわりますこの談合疑惑、その一つは当局自身がこの13社、やがては11社の大手の指名されたところは、それぞれ技術力は高いと。最低制限価格を設けなくても、十分立派なものをつくってもらえると。したがって、安くてもいいものをつくってもらうために、最低制限価格は設けないんだと、こういうぐあいに言ってきたわけでございます。助役自身も、そういう答弁を全員協議会や議会の場合でも、はっきりしてきたところであると思うわけでございます。

ところが、怪文書に惑わされてといいますか、まさに怪文書の指摘どおりに、この状況を進めてきたといえると思うわけでございます。談合があったと。だから、6月の入札を7月に1カ月延ばすと。しかも、この怪文書は、最低制限価格を設けて入札をしてほしいと、このような主張をしているわけですが、結果としてそのとおりの事態に導いているわけでございます。最低制限価格は、この談合をやめさせるようなそういう力や制度でないことは、だれの目にも明らかであると思うわけでございます。

筋違いの技術や理由をもちまして最低制限価格を設けて、しかもその最低制限価格が漏えいがされたという、2倍のこの疑惑を招いているわけでございます。したがって、市長自身もすぐに契約をしないで、一定期間調査機関を設けると、こういう措置をとったと思うわけでございます。しかし、その調査で結果が出てこなかったから談合がなかったんだと、このように進めたわけございまして、談合があったかなかったか、あるいは漏えいしたか漏えいしないかということは、闇の中に隠れたということであって、その疑惑が晴れたということではないと思うわけでございます。

そのようなことから言いましても、恐らく誠意ある方ならやはり自ら断ると。このような疑惑をしょったままで、石井市政を続けていっていいというぐあいではないというぐあいに、本来の市民のための政治を進めていこうと、石井市政を支えていこうと、こういう思いがあるとすれば、自ら身を引くというようなそういう状況に、渡辺助役は客観的に見るとあるといえるのではないかと思うわけでございます。

これらの疑惑や、先ほど増田議員からも指摘されました。このまま国の監査等々があると、損害賠償を請求されるかもしれない。そういう疑惑も、さらに現実の問題としてつながっていると。そういう疑惑をきっちり断ち切って、新たな姿勢で進む人材をやはり求めるべきであると私は思いますし、そこら辺の疑惑を市長がどう考えられているのか、お尋ねをしたいと思うわけでございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） 疑惑疑惑と申しますけれども、先ほどからもう何回も、その件につきましては答弁させていただきました。私の気持ちは、十分ご理解いただいたというふうに思います。

また、沢登議員の方から、財政が石井市長になってから経常比率が70ぐらいから90ぐらいに上がったと。そんな事実はないと思います。私が市長を受けたときには、もう経常収支比率は80%台にはなっていたんじゃないかというふうに思います。

こういう中で、とにかく財政力を何とかしようという中では、やはり懸案というか、長年の事業としてみなと橋の問題もありましたし、ああいうものには当然着手をしなければならぬという中で、今後は新規事業というのはほとんど出てこない。そういう中では、しっかりこの財政の問題についてはやっつけていこうということでございまして、私が今回渡辺氏をお願いしたのは、やはり人物的にもしっかりした指導能力も持っているという中で、私のパートナーとしては一応最適ということで、私が判断をして議員の皆さん方をお願いをしている

わけでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐々木嘉昭君） 1番。

○1番（沢登英信君） 収入役の選任に当たりまして、収入役を置かないというような判断を市長自身が示して、違反であるということは助役自身は答弁の中で、地方自治法違反だと、それは必置条件だということは百も承知だと、こういうような発言をされていますね。まさに違反の確信犯だということだと思ふわけです。そういうような自治法違反を承知で行政を進めていくというような助役であつていいのかと。

しかも、そのことが、助役がもしミスをしたとしても、庁議の中で当然課長方の中から、それはできないことですよと、こういう発言が庁議の中で出てきてしかるべきだと思ふわけです。そういうことが出てくるような運営もされていないのではないかと、このように思われるわけですが、そのような点はどのように考えられているのかということをごさいます。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） 政策会議というのは私も入りますし、また助役も入りますし、それから課長の中から選ばれた課長の中で、政策会議というのをやっているわけであります。

この中で、確かに収入役の問題につきましては、選任をしておればよかった、選任しないという考え方でいたから、それが違反だということを申されました。ですから、これはもう先般の議会で、私も責任をとって減俸という形で、助役も責任をとって減俸ということで、人間は100%完璧な人間なんていないですよ。沢登議員だってどこかあるでしょう、少しぐらひは、つつつけば。

ですから、そういうところを一つ一つ適格者じゃないと言われても、例えば助役だって私だって完璧じゃないですよ。いろいろな間違いもします。しかしながら、それは周りでやはりフォローし合いながらやっていくわけでごさいますして、ですから私は、決して渡辺助役が100%の人間というふうには思っていない部分だってありますよ。でも、適格者だということで、今回お願いしているということをご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（佐々木嘉昭君） よろしいですか。

[発言する者あり]

○議長（佐々木嘉昭君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時13分休憩

---

午後 2時23分再開

○議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第65号の質疑を続けます。

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

○1番（沢登英信君） 助役の選任につきまして、渡辺助役の再任に反対であります。討論をさせていただきます。

渡辺助役はこの間、まさに大変なミスリードをしてきたといえると思うわけでございます。その一つは、やはり収入役を置かないで市政運営をしていこうというこの市長の発想に、法的に違反しているにもかかわらず、きっちり対処しないと、そういう姿勢をとってきたばかりではなく、まさに自治法違反であることを自らが確認していながら、それを推し進めるといふ形をとったわけでございます。そして、やがて県の指導を受けて自ら処分をすると、こういうような市政であったわけでございます。

このような市政であっては、ますます同じような、ルールそのものに違反しているわけでございますので、次々このような不祥事が起きかねないという不安が、大きくあるわけでございます。

既に進められております浜崎幼稚園の廃園につきましても、法的なあるいは住民の気持ちを十分酌んだ形の行政が進められているのかというような疑問が、多く出されているところでございます。次々に市長自らが処分をしていくような、そういう市政運営であっていいはずがないと思うわけでございます。下田市の行政として市長だけではなく、市民全体が大変

恥ずかしいというような結果をもたらすような助役を選任するということではいけないと思うわけでございます。

さらに何といたしても、南豆衛生プラントにかかわりますこの談合疑惑を、大変深めたという責任があると思うわけでございます。怪文書を取り上げまして、確かに談合が行われたということで、入札の執行を1カ月ほど遅らせたわけでございます。まさにこの11社は指名するに当たりまして、性能発注という新しい方法で、しかも大手11社であるので、その技術力は十分確認されていると。できるだけよいものを安く早急につくっていただくんだと。したがって、制限価格は設けないと、このように申し述べてきたわけでございますが、わずか1週間足らずの間に、談合が行われていそうだからということで、まさに怪文書が要求するおりの最低制限価格を設けるという方向に市長に提案し、その方向を変えていったわけでございます。

余りにも衝撃的でありますし、しかも問題は最低制限価格が漏れたのではないかと、この次の疑惑を呼んでいっているわけでございます。三機工業が最低制限価格ぴったりで落札する。幹部が最低制限価格を地元業者に漏らし三機工業に知らせたと、このような情報がマスコミにもたらされ、市長のところにも伝えられる。このような漏えいの疑惑は、調査をしたけれどもわからなかったのが疑惑がなかったと、このような処理を市長はプラント議会でも進めてきたわけでございますけれども、その談合の疑惑というのは、ますます深まっているというのが実態であると思うわけでございます。

これがただ単に談合の疑惑ということにとどまらず、最低制限価格以下で入札した業者が具体的にあるわけでございますので、国や県の指導にも違反をしていると。このような入札については、最低制限価格を設けずに入札すべきと。なるだけ安い金額でやってほしいと。国の補助金等もそのことによって少なくて済むからと、こういう指導を覆しているわけでございます。しかも、最低制限価格を設けることが、談合を阻止するような手段にならないことは明らかでありますし、その点は国もあるいは国の指導を受けた県も、そういう手段にはならないということを、はっきり申し述べているわけでございます。

国の会計検査等の調査が入れば、この2,340万円もの高い、結果的に市長は安い値段で落札したと言っていますけれども、結果的には2,340万円もの高い値段で三機工業に仕事をさせていただくと、こういう結果がはっきり出ているわけでございますから、結果内容からいきまして、この補助金の返済、あるいはそれを弁償しろと、こういう問題が発生的に起きてくる可能性があるわけでございます。そういう方を再度助役として選任するということには、

大変大きな疑問があるわけでございます。

そういう点から、助役のこの選任につきましては承認できないと。反対でございます。

以上、討論を終わります。

○議長（佐々木嘉昭君） 他に討論ありませんか。

賛成討論ありますか。

16番。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

○16番（嶋津安則君） ただいまの反対討論に対し、賛成の討論を述べたいと思います。

まず、第1点目の収入役の件でございますが、これも先ほど市長も何度も申されておりますように、それなりの処分を受け済んだことございまして、この過程におきましては法改正の過程がございまして、その中で国・県の判断を仰ぐという状態で、あの形の答弁になったわけございまして、その後には国・県の指導によりまして、処分を受けてございますので、この問題については、これ以上の言及はできないと思うわけでございます。

2点目のプラントの議会の件でございますけれども、沢登議員も我々と同じプラントの議員でございます。これはプラントの議会におきまして、南伊豆町の議員も踏まえまして、この件につきましては、ただいまその疑惑の問題等もございましたが、それもはっきりとその場で我々に言明されました。管理者及びそこに助役もおりましたけれども、はっきりと言明された問題ございまして、プラント議会ではこの問題はよしと議決したわけでございます。これをまた何度も何度も蒸し返すというのは、まさにこれは芸がないのではないかと思うわけでございまして、この下田市議会におきまして、余りにこのプラント議会に触れるということは、やはり我々のプラント議会に対する越権ではないのかと、こういうふう思うわけでございます。

この間におきましても、多少我々もプラント議会の議員でございますので、そういう形の中で触れたいと思いますけれども、何度も申されておりますが、高価格設定の談合を避けたということで、結果としては6億、7億の負担減になったわけでございます。これはやはり補助金の削減につながったわけございまして、国としてはよくやったという部分になるのではないかと思うわけでございます。

この辺につきまして、プラント議会の問題はプラント議会で解決してございますので、その辺についてはご理解願いたいと思うわけでございますが、まず先ほど市長が助役について申されましたことにおきましても、市民だけでなく職員にも人望が厚い適任者であると。4

年間まじめに精力的に市長を支えてきたということの中で、4年間まさに適任者であったと言っているわけでございます。一番肝心なのは、一体市長がだれを助役にしたいのかと。渡辺氏を助役にしたいと、こう言っているわけでございます。市長が一番望んでいる人に、一番仕事しやすい人にやっていただく。これが我々の本望ではないかと思うわけでございまして、渡辺氏の助役選任につきましては賛成したいと思います。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐々木嘉昭君） 起立多数であります。

よって、議第65号 助役の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時33分休憩

---

午後 2時36分再開

○議長（佐々木嘉昭君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいま同意を得られました渡辺 優君より、あいさつをお願い申し上げます。

○助役（渡辺 優君） ただいまは、選任の同意をいただきましてありがとうございました。

改めて申すまでもございませんが、市政を取り巻く状況は年々厳しくなっております。市長の補佐役といたしまして、ここにいる課長の皆さんと、また職員の皆さんともども本当に協力し英知を出し合い、何とかこの難局を乗り切りたい、こういうふうに思っております。そして、市民の生活、福祉の向上に努めてまいります。

ぜひ議員の皆様方には、私も精いっぱい原点に返って頑張りますので、今まで以上のご支援、ご指導をいただけますことを心からお願いをいたしまして、あいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

◎議第66号及び議第67号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第66号 静岡縣市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について、議第67号 静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約について、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○市長公室長（出野正徳君） では、議第66号、67号、一括して説明をさせていただきます。

まず、議第66号 静岡縣市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約について説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、加入団体であります小笠町と菊川町が合併をしまして、新たに菊川市が誕生することによって、構成団体に変更が生じますので、地方自治法第286条第1項の規定によって協議をするものでございます。

それでは、変更の内容についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料1ページから4ページをお開き願いたいと思います。

左側が改正前、右側が改正後の条文で、アンダーラインの箇所が改正箇所でございます。

第5条は、議会議員の定数及び選挙の規定を定めたものでございます。組合議会の議員に市長が就任をすることになっております。平成17年1月17日に合併をし、新たに菊川市が誕生し、菊川市長が組合議員に就任しますので、1人増えまして18人となるものでございます。

別表1、市町村の項中、下田市、伊豆市、裾野市、御前崎市、湖西市を下田市、伊豆市、裾野市、御前崎市、菊川市、湖西市に改め、また小笠郡大東町、大須賀町、小笠町、菊川町を小笠郡大東町、大須賀町に改めるものでございます。

別表2の一部事務組合の項中、小笠老人ホーム施設組合、大東町・大須賀町衛生施設組合、菊川町及び小笠町衛生施設組合、菊川町及び小笠町共立菊川病院組合、小笠地区消防組合、東遠学園組合を、小笠老人ホーム施設組合、大東町・大須賀町衛生施設組合、小笠地区消防組合、東遠学園組合に改めるものでございます。

それでは、本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は静岡県知事の許可の日から施行し、平成17年1月17日から適用するものでございます。

引き続きまして、議第67号 静岡縣市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約についてご説明をいたします。



まず、提案理由でございますが、加入団体であります小笠町と菊川町が合併をし、新たに菊川市が誕生することによりまして、構成団体に変更が生じますので、地方自治法第286条第1項の規定によって協議を行うものでございます。

それでは、変更の内容についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、条例改正関係等説明資料の5ページから8ページをお開き願いたいと思います。

左側が改正前、右側が改正後の条文でございます。アンダーラインの箇所が改正箇所でございます。

第5条は、議会の組織、議員の選挙の方法を定めた規定でございます。組合議会の議員に市長が就任することになっております。平成17年1月17日に合併をし、新たに菊川市が誕生しますので、菊川市長が組合議員になられますので、1人増え21人となるものでございます。

別表1の市町村の項中、下田市、伊豆市、裾野市、御前崎市、湖西市を下田市、伊豆市、裾野市、御前崎市、菊川市、湖西市に、小笠郡大東町、大須賀町、小笠町、菊川町を小笠郡大東町、大須賀町に改めるものでございます。

また、別表2の一部事務組合の項中、東遠広域施設組合、菊川町及び小笠町衛生施設組合、小笠老人ホーム施設組合、大東町・大須賀町衛生施設組合、東遠学園組合、東遠地区聖苑組合、小笠地区消防組合、菊川町及び小笠町共立菊川病院組合を東遠広域施設組合、小笠老人ホーム施設組合、大東町・大須賀町衛生施設組合、東遠学園組合、東遠地区聖苑組合、小笠地区消防組合にそれぞれ改めるものでございます。

それでは、本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は静岡県知事の許可の日から施行し、平成17年1月17日から適用するものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 議第66号及び議第67号について、当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております2件について一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております2件につきましては、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、議第66号を討論します。本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第66号 静岡県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第67号を討論します。本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第67号 静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合理約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議第68号及び議第69号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（佐々木嘉昭君） 次は、日程により、議第68号 賀茂地区交通災害共済組合の解散について、議第69号 賀茂地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長（高橋久和君） それでは、議第68号 賀茂地区交通災害共済組合の解散について

と、議第69号 賀茂地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、2件関連いたしますので、一括にてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、議第68号でございますが、地方自治法第288条の規定により、平成17年3月31日をもって賀茂地区交通災害共済組合を解散するものでございます。地方自治法第288条の規定とは、一部事務組合の解散をしようとするときは、関係地方公共団体の協議により行い、県知事に届け出をしなければならないというものでございます。

それでは、条例関係等説明資料により説明をさせていただきたいと思っております。追加という形でお送りさせていただきましたものでございます。

まず、1ページ目の当組合の成り立ちでございますが、交通災害共済組合は昭和46年に、交通事故等により災害を受けた住民を救済し、その生活と福祉の増進に寄与するため、市町村ごとに実施することは財政的に困難なことから、賀茂地区の7市町村が一致して事故の状態や加入の見込み等を調査をし、共同して事務処理を行うことが運営的に容易であり、効率がよいという考え方から、地方自治法第281条第1項の規定に基づき、賀茂地区交通災害共済組合を昭和47年4月1日に設立し、事務所を賀茂郡町村会に置かれたものでございます。

当初は、400円の掛金で最高50万円の見舞金から始まりましたが、その後改正をし、現在は500円の掛金で最高70万円の見舞金の支給という制度になっております。

ピーク時の加入率は61.4%であり、平成15年度は53.6%と、年々加入が下がっているのが実情でございます。各年度の加入状況は、説明資料の6ページをごらんください。

それから、組合員の概要は記載のとおりでございますが、1市5町1村で構成されております。組織といたしましては6に記載のとおり、管理者は賀茂郡町村会の河津町長、副管理者は下田市長でございます。

今回の解散に至る経過と理由でございますが、説明資料の2ページ目をお開き願いたいと思っております。

解散の経過でございますが、交通災害共済組合は設立より30年余を経過し、交通事故の被災に遭った住民の救済を行ってまいりました。しかし、近年の状況は加入率も年々減少傾向にあるとともに、民間や各種団体の交通傷害保険制度等も充実してきております。行政が住民に対する生活の安定や福祉の増進に寄与するという目的は達成されたとの見地から、平成15年10月31日の組合定例会におきまして、組合を解散していく方向にあるべきとの見解が出され、組合議員に確認し了解を得たところでございます。

平成16年2月27日の組合定例議会において、組合解散について今後の進め方が提示され、

平成16年11月19日の組合臨時議会において、財産処分に係る配分率の決定がなされ、現在に至っております。

解散についての会議の開催状況は、記載のとおりでございます。解散の時期については、17年3月31日とするものでございます。

それでは次に、議第69号 賀茂地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてでございますが、地方自治法第289条の規定により、賀茂地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分を、別紙のとおり関係市町村の協議の上、定めるものでございます。地方自治法第289条の規定とは、一部事務組合を解散する場合において財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議により、これを定めるというものでございます。

16ページ目の財産処分に関する協議書案でございますが、地方自治法第289条の規定により、賀茂地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分は次のとおりとするもので、組合員の1、財産は保有する基金及び平成16年度賀茂地区交通災害共済組合歳入歳出差し引き残金でございます。

保有する基金状況は、説明資料の4ページのとおりで、平成16年3月31日現在の基金積み立て残高は1億5,594万7,000円であります。組合解散がご承認していただければ、当然この基金も解約することになりますので、そのときには解約に伴う利息相当額が発生いたしますので、平成16年度末の基金現在高は多少変更があると思われれます。また、平成16年度予算につきましては、まだ執行中でありますので、平成17年3月31日付をもって会計を終了いたしますので、歳入歳出の残額が発生いたしますので、それも組合の財産となるものでございます。

2、財産の処分方法でございますが、構成市町村に配分するものであります。これは1市5町1村になります。

3の配分の方法でございますが、構成団体への配分額は財産総額に配分率を乗じて得たとするというものです。

2は、配分率は均等割40%、掛金残高割60%として、別紙のとおりとするものでございます。

3、当初配分額は基金の80%とし、基金残20%は平成16年度賀茂地区交通災害共済組合歳入歳出差し引き残金とあわせて決算承認後、上記の配分率により配分することになります。配分率につきましては、17ページの別紙賀茂地区交通災害財産の配分率についての記載のとおり、均等割40%、掛金残高割60%といたしますと、下田市は21.31054349%となりまして、

基金残高を先ほどご説明いたしました1億5,594万7,000円とした場合には、下田市は約3,323万円の配分金が交付される見込みでございます。各構成団体の配分額の見込みは、説明資料の5ページのようになります。

4の配分の時期でございますが、当初配分は平成17年2月、精算配分は17年7月とするものでございます。精算配分の時期を平成17年7月といたしましたのは、説明資料3ページの中段に記載のとおり、決算の手續として、決算の認定は各構成団体の議会の認定となりますので、6月定例議会においてこの議案を上程することになると思われまので、7月とするものでございます。

5のその他でございます。賀茂地区交通災害共済組合員から平成17年4月1日以降に賀茂地区交通災害共済組合交通災害共済条例に基づき見舞金請求があった場合は、当該会員が加入手続を行った市町村が支払うものとする。

2、大規模交通災害が生じ、1事故について200万円以上の見舞金を支払うことになった場合は、その額を配分率により構成市町村で負担するものでございます。

この内容は、1につきましては、当共済保険に加入している者が交通事故に遭い、治療のため通院や入院した場合に支払われる見舞金の請求は、賀茂地区交通災害共済組合交通災害共済条例の第10条の規定に、共済見舞金の支給を受けようとする者は、交通事故に遭ったときから1年以内に、関係市町村の長を経由して管理者に請求しなければならないとされているため、組合解散の平成17年3月30日以前に交通事故に遭われた者が、まだ治癒しないために治療している者を救済するため、このような場合にはそれぞれの市町村において配分を受けた配当金で支払うとしたものでございます。

2の内容につきましては、基本的には17年3月31日以前の交通事故については、見舞金の請求が平成17年4月1日以降にされた場合は、1により各市町村で支払うこととなりますが、貸し切りバスによる事故や家族全員が事故に遭われたような場合は、その見舞金が多額になりますので、その場合には各市町村の配分で支出することは、これまでの互助的な制度の内容からしていかなものかとの議論の結果、1事故200万円以上の見舞金を支払うような場合には、その市町村の負担金としないで、各構成団体が配分金の配分率で負担し合おうとするものでございます。

なお、基金現在高、事業のこれまでの加入状況、市町村別掛金及び見舞金支給状況等につきましては、説明資料の4ページから7ページをごらんください。

以上で、議第68号 賀茂地区交通災害共済組合の解散について及び議第69号 賀茂地区交

通災害共済組合の解散に伴う財産処分についての説明を終わらせていただきました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木嘉昭君） 議第68号及び議第69号について、当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております2件について一括質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 賀茂地区交通災害共済の解散は、いまだ約半数以上の住民が加入している段階で解散というのは、非常に加入している住民の思いを考慮しますと、残念な気がいたします。しかしながら、既に構成首長たちの方で合意をなされていることをかんがみればやむを得ないかと思いますが、1点、基金の配分率についてお聞きします。

下田市の配分率は、大まか21%というふうになっております。説明資料1ページの加入状況の会費、下田市606万2,500円、これは合計2,163万1,400円の28%に当たります。また、一番最後の掛金及び見舞金支給状況一覧表、昭和47年度から平成15年度まであります。これの掛金の総額の欄を見ますと、下田市は1億6,251万800円、総額5億9,451万3,400円の27%に当たります。それから、6ページの加入状況を見ますと、下田市は昭和47年から平成15年まで延べ34万8,950人が加入した。総勢128万6,639人に対して、割合は27%であります。

掛金、加入者、これらを見ますと、27%から28%を下田市は占めているわけであります。しかるに、配分率が21%というのは低いのではないかと思われませんが、どのような理由によりますか。お尋ねします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○総務課長（高橋久和君） この配分率につきましては、事務方が何回か協議をし、けんけんがくがくの議論をしたところは、ご理解をしていただきたいと思えます。

まず、この制度の基本的な経理関係は申すまでもなく、賀茂郡内の住民の皆さん方の掛金を原資にいたしまして、それに対して事故等に遭われた方の見舞金をまずお支払いします。そして、その事務をするための事務的経費、その中には事務局をやっていただいております町村会への部分、あるいはこの制度をPRするためのPR用のチラシですとか、加入申し込みの印刷だとか、そういう事務的な経費を除き、結果としてこの制度発足以来、加入金といましようか保険料で、それぞれの各町村が加入金よりも見舞金の方が多くて、本来は俗に赤字になった場合、各町村が負担をし合って補填をするという制度としてスタートしたようでございますが、結果として発足以来1回もそういう事態にはならなかったようでございます。ですけれども、逆に言いますと、黒字で今回まで来た。

そういう黒字が約30年間続いた結果として、今回、今組合の持っている財産の大部分である基金は、約8,700万円余の黒字部分を、その年度年度の決算状況に合わせまして、積み立てをしていただ。それが当時ご存じのと通りの利率が7%、あるいは8%という時代がございましたので、簡単に言いますと、積み立てた原資の約倍に、基金として現状の1億5,500万円ほどになったということでございます。

現実問題、この解散に対して、その積立金をまずどういうふうに分けるかということでございます。一つの考え方は、それぞれの町村ごとに加入している人の数、あるいは掛金、あるいは支給した見舞金というのは、この資料のとおり明確にわかっております。そうしまして、事務費をどのように案分するか、考えるかということだと思います。

この事務費についても、いろんな考え方があろうと思います。当然、加入者が多ければ、それにかかわる事務費というのは多くかかります。少なければ少ないだろうというようなお話し合いがありましたが、冒頭申しましたが、この制度のスタート時点で、もし赤字に掛金よりも見舞金が多くなった場合の負担、その赤字分補填のルールについて、規則とかあるいは条例等では規定はしてございせんが、申し合わせ事項ということで、その場合に均等割を40%、加入者割といいますか人口割を60%ということで、申し合わせとしてスタートしたと聞いております。

まず、そのルールを一つの基準として考えたらどうなるのかなということが、1点ございました。その時点では、今言った均等割が40、人口割が60ということだったようでございせんが、人口割というのはこの制度の内容からして、全市民が入っているわけじゃございせん。特定の方が入っているということですので、単純に人口を基準というのはいかななものかというようなことを踏まえ、かつ事務費というのは本来、簡単に言いますと、掛金から今言った見舞金、そして積立金、それを除いたものが事務費として、三十数年のかかった経費だと思いますが、その考え方をどうするかということで、けんけんがくがく議論いたしまして、簡単に申しますと、掛金が約5億9,400万、見舞金が2億8,700万でございます。積立金が原資、要は黒字になった部分が8億4,600万でございますので、それらを引いた残りが逆に言いますと事務費として使ったお金だと。それが約2億2,300万ぐらいです。

それが、じゃ、40%の均等割ということに当たるのかどうなのか。まず、均等割というのは、事務費としてその部分はみんなで平等で持ち合いましようということになりましたので、今回の配分率の均等割の40%の考え方としては、掛金5億9,400万円に40%掛けますと、約2億3,700万円ぐらいになります。実質的に今言った事務費に回したと思われる金額が、約

2億2,300万円ぐらいですので、ほぼ多少の差はございますが、数的には合うよと。

ですから、事務費について、今さっき言ったように細かく言えば、加入者の数によって事務費も当然差が出てくるというのは当然だと思いますが、この制度、この組合は、お互いにその辺も考慮して一緒にやりましょうという前提ですので、40%はお互いに持ち合いますよと。残ったものの60をどうするかという議論になりまして、その残された60については明確にわかる掛金と見舞金を差し引いたものを基準に60にしましょうということで、その残された60と金額等を勘案しますと、下田市の場合、別表につけてあるような率で、21. 数%という配分率になったということでございます。

〔「わかんねえな。すみません、もう一度説明してもらえるかな」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（高橋久和君） だから、簡単に言いますと、要は何が基準かと、非常に難しかったということです。

少なくとも分ける金額というのは、現実的には今残されている基金です。当然16年度の決算によって、多少不用額が出ますから、それは微々たるものということであちらへ置いておきまして、約1億5,000万ぐらいのお金をどう分けるかということですよね。

その分け方は、自分の町だけでやっているならば、掛金から見舞金を除いて、当然その事務をやるための事務費というのがありますよね。それを差し引いて残ったものが、ある意味では黒字ですよ。それがこの組合は三十数年やってきた経過の中で、約8,300万円余の黒字が出たよと。それを積み立てたということで、結果として今の積立金のトータルである1億5,000万余が出たということですから、それは出すと。

ですから、事務費をどうするかですよ、だから、そうしますと。じゃ、分ける基準はどうするかと。今言ったように、本当は一つ一つ町村ごとに細かく計算をすればわかるわけですよ。今言ったように下田市の加入者が何人いて、そしてその人たちが納めた掛金は幾らだと。下田市の皆さんにお支払いした見舞金は幾らだと。トータルで出ているわけですから。しかし、それに対しての事務費がというのが非常に難しいよと。そして、積み立てた原資の8,700万円余は、今言った事務費がある程度わかれば、結果としてその残りが積立金の原資に回っているわけですから、それもわからないわけじゃないよと。

しかし、先ほど冒頭言いましたように、この制度、この組合をやるときに、均等割40、そして人口割60というような、赤字が出たときには、そういう負担割合にしましょうという申し合わせ事項が一方ではあったようですので、それを配分のときも一つの考え方の基本にし



ましようということでスタートしたわけです。

今言った具体的に数字を置きかえてみますと、俗に均等割というのは、多分、共通事務費的な考え方で、そういう40というのを決めたんじゃないかと思いますが、今の基金に40を掛けた数字と、実際に事務費に回ったと思われる金額を計算しますと、ほぼ変わらないよと。多少、もちろん数字は増減ございますが。

ですから、均等割については、事務費相当の経費についてはお互い加入者が多いとか、少ないとかということはもうこの際考慮しないで、お互いに持ち合しましょうと。この部分が40%にしましょうと。残された60についてはどうするかということで、それはそれぞれの町村ごとではっきり数字として押さえられる掛金から見舞金を引いた金額、それを一つの基本的な数字として、ですから具体的に申し上げますと、案件の17ページの、数字としてはわかっただけしているんじゃないかと思いますがけれども、17ページの案件の方です。正式な条例の方です。配分率がございますね。

例えば、この表で下田市は、均等割を全体の40としますと、7市町村ですから7で割りますと5.71428という数字になります。下田市は具体的に言いますと、掛金が約1億6,250万、それから見舞金が8,260万です。差額が要は7,986万8,000円です。これを全体の残額、一番下段の3億726万1,000円で割り返し60を掛けると15.596になるわけですよ。この15.596という数字と均等割の5.741を足し込んだものが、A足すBの21.31054というこういう数字になりますよと。これを本来組合が持っている財産に掛けて配分をしましょうと。

ですから、現時点で明確になっている財産の一つである基金は、貯金は通帳づら約1億5,000万円ほどございますから、それにこの率を掛けると、資料の方につけてございます配分額、これ資料の方の5ページですけれども、下田市が約3,323万3,000円余になりますよと。ですけれども、この数字は今後動きます。基金を解約すれば当然解約利息、あるいは16年度の決算が確定したことによって不用額が出ますので、それらを破産をして最終的な精算は17年7月に行いたいよということで、首長様方の協議が一応調い、かつ11月19日に開催されました組合議会において、配分率については一応ご承認いただいたということで、今回協定を結びたいということでの議案として提案をしているところです。

○議長（佐々木嘉昭君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 17ページの配分率についてなんですが、けんけんがくがくでもめてなかなかいかなかったんでしょうが、率直な疑問として、下田市は掛金総額から見舞金総額を引いて7,986万8,800円が残りましたと。これは残額の総合計3億726万1,400円の約25.99%

に当たるわけです。つまり、均等割で5.741%、40%持っていかれたと。残り60%の残っているうちの25.99%が下田市が出した金だよと。しかるに、15.596%しか下田市には返しませんよという理屈がようわからん。これは交渉の結果、非常に負けたと。下田市側としては、有利なあれを取れなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○総務課長（高橋久和君） そういう負けたとか勝ったとかという、結果的には数字が低くなるというのは、負けたという言い方になるかもしれませんが、今言ったように全体を100とした場合に、40は均等割で取りましょうというか、除くわけですよ。残ったものの60ですよ。60を今伊藤議員が言われるように、7,986万8,000円余を分子にし、分母が3億700万円、割ってそれを60に掛けるわけですよ。60%ですから、残りは。そうしますと、それが15.596になりますよ。そして、それと均等割の5.71を掛けると、下田市としては21%程度の配分率になるよという結果になったということです。

残金の比率をどうするかと、非常に難しいというか、いろんな考え方がいっぱいあるんですけれども。

〔「そうじゃなくてさ、残金が3億700になっているじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（高橋久和君） ですから、この残金というのは……。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○総務課長（高橋久和君） この3億700万という残金は、これは数字上というか、単純に掛金から見舞金を引いてやると、これだけ残っているんですよ。残る理屈ですよ。しかし、この中から先ほど言ったように、事務費を取らなければならないですよ。積み立てた原資があるわけですよ。その他それ以外の経費が当然あるわけですよ。それらをどうするかという議論をした結果、考え方としてはこういう率でやるのが、ある意味ではやむを得ないのかなということになったということです。

○議長（佐々木嘉昭君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 7,986万8,800円に60%を掛けますよね、今の説明だと。60%を掛けると4,792万1,280円になるんだけど、考え方として、残った金額の割合が約26%なわけですよ。残ったお金の中で占めている下田市のお金の割合がね。それは、だからそのうち40%を引いたよと、均等割でね。だけれども、その40%は全部が同じ40%引かれちゃうわけですから。同じ額が引かれちゃうから、残った割合は一緒なんですよ。残った率はちょっと違

ってくるんだけど、いずれにしても下田市の割合としては、この40%の割合が15%というのは低いんじゃないかということが論点なんだけど、低いのはやむを得ない結果だったということですか、ということですね。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○総務課長（高橋久和君） 低い高いというのはある意味あるかもしれませんが、この残高というのは、計算上の数字とご理解ください。これだけ残っているわけじゃないですから。残っているのは、1億5,500万だけしか残っていませんから。

〔「掛けた掛金、加入者、それらの割合はいずれも27%から28%あるわけですよ、掛けたものがね。人数の分だけ占めているわけです」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） 3番議員に申し上げます。

もう一回結構ですから、整理して立って言ってください。

○3番（伊藤英雄君） 下田市が掛けた掛金の割合は、大まか27%を占めている。それから、加入者の人員も約28%を占めていますよと。40%を均等割にしましたと。しかし、60%を加入者割合なり、あるいはその掛金割合に直しますよと。それが40%引いた残りが15%というのは、低いんじゃないかということですよ。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○総務課長（高橋久和君） ですから、今言ったように、低いと言われれば全体を当たり前なんだけれども100として、40というものをもう事務費相当額ということで、かかった経費でお互い持ち合いましょうということで除いてありますから、今度は60に対してどうだという考え方ですから。

60に対しては下田市は15%ですから、それでは当然加入者が多いですから、残る残高多いの当たり前ですよ。見舞金の支給額もそれに多いですけども。その率からすれば、この程度の数字になったということで、ですから今言ったように、ある部分ではそれぞれの町村ごとで、細かく要は本当にその町にかかった経費は何だよといえ、できないわけじゃないと思うんです。

しかし、それはもうそこまではいいじゃないのかと。いいじゃないかという言い方おかしいですけどもね。結果として、それが要は今言ったように掛金から、最初に言うならば掛金から事務費を除いて、当然見舞金を払って、その他経費があれば、それを引いた残りのものが黒字、繰越金ですよ。そういうように毎年毎年計算をすることは、ある意味では可能

だと思っんですよ。毎年毎年そういう形でやって。それを積み重ねれば、本来その町として残った分というのは、明確になるとは思います。

しかし、今言ったかかった事務費が、例えば1年間当組合を運営するために、例えば500万かかったとしますと。その500万かかった事務費を下田市分が幾らだ、河津町が幾らだというのは、どうやって分けたらいいんだよという議論をしたわけです。当然、一つの考え方は、加入者が多ければ当然事務はかかるよと。PR用のチラシも多く配ります。加入申込書の印刷も多くしますと。しかし、共通として事務をやっている臨時さん、あるいは町村会の職員等についても、どういうふうにするんだよというふうなことを議論をしながら、結果としてそれが40%ぐらいならば、それは細かいことはともかく、お互いさまなんだから持ち合いましょうということで、まず40をお互いに持ち合いましょうということで、それが5.71。

残った60をどうするかということで、今言ったようにいろんな考え方、いろんな計算式はないわけではなかったんですけども、結論としては、残高割というものを一つの考え方の基準として、それに対して60というのが残されているわけですから、それからすると15になったよと。ですから、細かく言うと、場合によったら下田市は今伊藤議員が言われるように、多少もうちょっとこの結果の21.31よりも上がったかもしれません。そういう意味では、そういうことではわかります。

○議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

12番。

○12番（大川敏雄君） 今回の解散はやむを得ないと思いますけれども、今伊藤議員が質問した配分についてですが、結論から言うと、大変遠慮したなど、下田市は。つまり、均等割2割、そして応能というか8割程度で本当はよかったんじゃないかと、こう思います。

その根拠としては、今の一部事務組合の負担率の流れを見ますと、はっきり言えば均等割を減らしてきて、それで応能割をどんどん増やしてきたのが周辺の町村ですよ。しかも、この資料の5ページと6ページ、資料だよ。このいわゆる配分率と配分額の間を素直に見ると、例えば西伊豆町と賀茂村、加入者が約6,700人ぐらいでしょう。平成15年度6,400人か。下田市は倍ですよ、倍。ところが、配分額見てください。3,400万、一方は3,300万ですよ。素人が考えたって、これはおかしいなというのは、これは素直な疑問じゃないですか。

それは何が要因になっているかということ、いわゆる平等割が余りにも高過ぎると。これはいわゆるこの審議の経過がいろいろあるので、いささか大変遠慮したという気持ちがあるん

ですが、この点について総務課長、やはり素人が見て、これは矛盾だなという感じを受けるわけですよ。その点についてどう答弁しますか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○総務課長（高橋久和君） このように組合が解散するという事態を招き、現実的な各論の部分といたしましょうか、1億5,000万をお互いに配分し合うということになると、お互いに本音が出て、本当にけんか腰ではございませんが、議論をさせていただきました。

今、大川議員が言われるように、現状の各一部事務組合についてはご指摘のとおり、均等割が大体20%、あとは人口割ですとか、あるいはプラントについては、し尿持込割だとかという、俗に言う事業割的なものの率が80%を占めているのは事実でございます。

下田市としては、極力有利になるような提案を当然します。他の町村は、やはりそれぞれ自分の町に有利なような配分率ですか、案を提示をいたします。そんなことで議論を何回となくしたんですが、やはりまとまらないんです、正直な話が。

冒頭申しましたが、原点に戻るという事務局からの方といたしますか、この組合の事務局の方から、昔こういうようなルールがあったんですよというのが、一つ話として出されました。それが均等割40、そして残りを60というような考え方で、この組合はスタートしたんだよというお話がございましたので、結果としてその率による各町村の負担金は出し合わなかったんですけれども、考え方としてはどうなのかということで、それで具体的に数字を控えたときにどうなんだろうという試算をした結果、事務費的にもものについては、先ほどから何回も言って申しわけございませんが、40というもので今の残金といたしますか、基金の現在高を計算していきますと、実際に事務費としてかかった経費とほぼ変わらないなど。

そうすると、40というものはある意味ではお互いの共通経費、最低限かかる事務的な経費ということ均等割で言うならば、それでいいのかなということで、この均等割は40というところに落ちついたということで、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（佐々木嘉昭君） 12番。

○12番（大川敏雄君） ここまで来るとやむを得ない部分もあるんですが、ぜひ私はこの一般質問等を聞いて、今後計算センターなりその他の一部事務組合が、残念ながら崩壊していくという中であって、ぜひ市長、やっぱりこの種の課題はそれこそ議会に、全協でも何でもいから、やっぱりある程度議会側がどういう考え方を持っているのかなということ、聞く機会を持つべきだと思うんです。

ここまで来ると、いわゆる一部事務組合議会がもう議決しているわけです。なかなかこれ

は解散しちゃならないというようなことも、なかなか難しいでしょう。配分を変えることもなかなか難しいでしょう。ですから代表者が、権限を持っている人間が正々堂々と議論ができる、そのためには事前に議会側と非公式の協議でもいいから、意見を聞いた上で主張していくということを、ぜひ今後十分配慮していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐々木嘉昭君） 他にありますか。

14番。

○14番（増田榮策君） 若干質問させていただきます。

今の大川議員の質問、聞いていて私も非常に疑問に感じています。それというのは、賀茂地区交通共済組合のこの過去の決算書を見ますと、平成5年から13年ですがこれを見ますと、町村会への繰出金約400万円からお金が出ているんですね、市町村の。賀茂町村会へ出ているんですよ。こういうことを考えますと、この賀茂町村会への繰出金の実態は、本当に何に使われたのかと。人件費に使われたのか、それとも単なる町村会の事務的経費で処理されているのかと、こういうようなものがまだ不明な点が多々あるわけですよ。そういう意味でやはり過去のこの決算書から見たら、下田市の力が余りにも、交通共済組合の内部の運営に反映されていないような私は気がするんです。

過去に下田市の議員有志で監査請求を行った結果、ようやく40万円の見舞金が70万円になった。そして、収入役が選任されて、ようやく正式に条例違反のなかった収入役が選任されて収入役が決まったと、こういうようなことがあるんで、やはりこういう点もきっちり解散についてはただしていただきたいと。そして、下田市の言い分もはっきり言っていただきたいとこういうふうに思いますが、その点いかがでしょうか。まず、その1点をお伺いします。

次に、この解散に至る経過として、過去この交通共済の掛金は、各区の区長を通し組長に下げて、皆さんにお願いして集めたものなんです。この解散に伴う経過というものを、住民に知らせる私は義務があるんじゃないのかなと。このことを広報等で詳しく知らせる用意があるかどうか。

それから、配分金のこの処分でございますが、最終的には4月1日以降のあれは、各市町村で払うということでございますが、それがもしなくなって、この処分をする段になりましたら、このお金は私は目的を持たなければ使えないような気がするんです。やはり条例をつくって基金等に、一応目的をはっきり明確にしてから、それから私はこの処分を、お金を決めるべきじゃないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○総務課長（高橋久和君） まず、この組合から町村会への繰出金ということでございます。

これにつきましては冒頭も申し上げましたが、この組合の事務については、町村会の職員が兼務ということでやっていただいております。その人件費相当に当組合から納めているというんですか、繰出金として出しているということのようであります。

もっと当時のことといたしましうか46年当時、下田町から下田市になったときに、この交通共済について、下田市の扱いがどうかというような議論が、その当時されたようでございます。形としては、町村会を中心としていうか、町村が中心としてやった制度であるために、市になったんだから、言葉として抜けなさいよというような話があったようでございますが、今まで一緒にやっていたんだから継続してやりましょうと、やらせていただきたいと。そのためには、本来ならばその事務を町村会でやっていたわけですから、市から応分の事務費相当、人件費相当を出してほしいよという話もあったようです。

しかし、なかなかそれもとということで、いろんな首長同士の協議の結果、この組合の俗に言う経費を町村会の方へ繰り出していくということでやって、事務をやっていただくというようにすることで、当組合から繰出金をしているということのようでございます。

それから、解散に伴う市民に対するPR、広報の関係でございます。当然、それは私たちも、大きな重要な課題だと思っております。多分、全市町村この12月定例議会に解散、あるいは財産処分の議案を上程しておりますので、それがご承認いただければ、直ちに事務局としてはPRをします。

それと同時に、見舞金の請求については先ほど言いましたように、1年間という請求の権利がございます。ですから、今交通事故に遭って通院している人も、治癒してからの請求になりますので、4月1日以降に請求が出るのが当然想定されます。極端な言い方をしますと、3月31日に交通事故に遭うことも想定できます。その場合も当然この組合は解散しているわけじゃございませんから、3月31日まで存続していますので、その方々に対する見舞金も当然払わなければならないよということが出来ますので、3月定例議会におきまして、単独今度は見舞金を払うという義務が各市町村に発生しますので条例をつくって、見舞金を払うという条例をつくる予定で今準備を進めております。

それから、この配分をされました約3,300万円余の配当金でございます。本来ならば、一般的な民間の保険制度ですと、これは黒字によって発生したお金ですので、普通は配当金還付金という形で返されてきますよね。しかし、現実、先ほどご資料のとおり、当市の加入者

が延べで約33万。その人たちに現実に返すことは正直言って不可能ですし、既にもう加入者も死んでいる方もいらっしゃると思いますし、これは毎年毎年掛金を払うという1年更新の掛け捨て的な保険ですので、それもなかなか現実的に難しいということで、今はこの配当金を原資にした目的基金をつくろうということで、これも3月定例議会にあわせて上程をするつもりで、今準備をしているところでございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 14番。

○14番（増田榮策君） 今の説明でいろいろわかったわけですが、今後目的基金をつくる際は、交通共済で掛金をいろいろ市民がしたわけですが、交通に関してできれば交通遺児に役立つような一部のものとか、それとか交通標識、そういった一般的に市民が公平な形でできるようなものを考えてほしいと思います。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

1番。

○1番（沢登英信君） この解散はやむを得ないという方が何人かいましたけれども、大変易々な感じがするわけです。解散そのものが、むしろ大きな問題を抱えているのではないかというぐあいに思うわけですが。

この説明資料の解散の経過と、どういうわけで解散をするのかという文書を読んでも、なぜ解散するのかが理解ができないと、こういう内容になっているのではないかと思うわけですが。

その理由は、下田市は確かに44.5%で5割を切る加入率ですが、全体では53.4%半数以上の人たちが、この交通共済の制度に加入をしていると。しかも、交通量やこの事故が激減して、この制度の必要性がないということではないと思うわけです。むしろ、車社会はより一層進んで、このような助け合いの精神のもとに運営される制度が、ますますむしろ必要になっていると、こういうぐあいに言えようかと思うわけですが。

しかも、この一部事務組合というような形で、下田市及びこの郡下の町村が協力し合って32年間もやってきたと。この実績からいっても、解散の発議が出て、やはり一緒にやってみましょうとこういうような姿勢で、市長としてはこの存続を求めていくべき立場に私はあったのではないかと思うわけですが。

しかも、これらのものが単なる多数決ではなくて、当然合意制ですべての首長が納得するという形で、この会議は本来運営されるべきものだと思うわけですが。そのような点



からいっても、やはりこの提案は考え直していただいて、再度下田市及びこの賀茂郡下の団結を図っていく、助け合いの精神をより一層高めていくという意味でも、むしろこれは存続すべきものだ。この内容からいって、47年からこの15年まで見てみましても、単にここの係数は事務費等が入っていませんので、正確な数字はわからないわけですが、決して赤字を出して運営ができないから解散をするという、こういう理由ではないと思うわけですが。そういう理由なのかどうなのか、再度解散の理由が1点、財政上の問題ではないと。

しかも、これが17年2月にこの基金を配分して、平成17年7月に最終的な精算をするんだと、こういう形になっていようかと思うわけですが、先ほど言いましたように、3月31日に大変な事故に遭ったと、16年ですね。そして、順天堂に今入院して、例えば6カ月の療養がかかったと。そうしますと、それから恐らく1年の間は請求ができるというような形の仕組みになっているのではないかと思いますけれども、その実際の3月31日に遭ったときに、最終的に加入者がこの保険金の請求のできる時期はいつになるのかと。

そういうことから考えれば、当然その時期をもって精算をすると、こういうぐあいにすべきであると思うわけです。これを17年2月に配分をするというようなこのような意図は、何かその後ろに意図があるんじゃないかと、考えざるを得ないような形態になっていると思うわけです。ここに一定の基金があるので、17年2月までに各町村がこの基金を行政の一定の財源にしたいと、こういう思いが隠れているんじゃないかというような気がしますけれども、そんなことはないのかどうなのか。

しかも、この内容からいって、首長が独断で決めればよいというようなことではなくて、それぞれの組を通じ組長を通じて、市を挙げてこの加入を訴え、お互いの助け合いの精神を高めていこうと、こういう制度であったと思うわけですが。そうであれば、この配分されたお金をどのように使うのかということも、きっちり検討をして当然出してくることが必要であると思うわけです。

増田議員の方から、一つの交通遺児等を通じた基金にしたかどうかというような提案も出されておりますが、それらも含めまして、そうであれば下田市は市独自のこれをもとにして、この交通災害の制度を市独自のものとして続けていくとか、いろんな形での検討がなされて初めてこういうものが出されるべきだと思うわけですが。

そういう意味では、私はやはりこの議案については、当局はむしろもう少し精査して、撤回をすべき議案ではないのかなと、このように思うわけですが、当局の見解をお聞

かせいたきたいと思います。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○市長（石井直樹君） 先ほど総務課長から申し上げましたように、まずこの財産配分が来ますと、我々できれば目的基金として、交通関係のものに使いたいというような形で、また議員の皆さん方にその設置の願いをするような形になろうかと、そういうつもりでおります。

それから、この共済組合の今回の配分は当初80%、それから残り20%というのは、この議案の中にも出ておりますように、当然先ほど総務課長が説明して、沢登議員聞いていたと思ったんですけども。

〔「いや、僕が言っているのは、配当の問題聞いてないですよ。解散すること自身に疑問があると」と呼ぶ者あり〕

○市長（石井直樹君） それで、3月31日に解散して、そこでは共済の募集業務は終わります。しかしながら、1年間の支払い業務が残りますので、その間は町村会の方をお願いをして、残り20%のお金を残しながらその業務をすると、こういうことになろうかと思えます。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○総務課長（高橋久和君） 今後、下田市としてこの事業の存続については、今市長が言っておられました。市長が答弁した、ちょっと一部間違いがございますので、それは訂正させていただきます。

見舞金の配分につきましては、要は3月31日までに発生をした事故に対する見舞金支給は、それぞれの町村で行います。ただし、要はあっては困りますが、大きな事故。老人会が旅行へ行ってバスが全部ひっくり返って亡くなっちゃったとか、あるいは家族全員でちょっと旅行へ行ったということで、亡くなったというような場合がないわけではございませんので、1事故200万円という事故が発生したときには、一回配分は返すけれども、そういう場合には返したお金からまた出していただいて、その町村に渡して見舞金として払いましょうというふうにしてあります。ただ、それ以外の言葉は悪いんですが、少額の見舞金については、配分を受けたお金から払いましょうということです。

今、6カ月以上入院したらどうかというような、その請求権の問題でございますが、これは支給に関する条例の中の規定で、死亡した場合には70万という金額でございますが、治療に要した期間で6カ月以上要した場合には15万ということで、要は6カ月以上通院したとしても頭打ちで15万になっています。

ですから、例えば3月31日にけがをし、今のお話で順天堂へ入院したと。その方が6カ月

以上入院すればその段階で、言葉は大変あれですけれども、60日以内に死んだ場合は70万ですけれども、それでなければ治療期間、治癒期間が6カ月以上が上限ですので、7カ月目には請求ができます。そして、それは限度額として15万円ということですので。

ですから、1年間の要は支給の、もっと細かく言うなら、6カ月間見舞金の請求に対してその治療費を払うという義務といたしまして、債務は残されていると思いますけれども、1年間置こうよという考え方で、3月にその辺のことも踏まえての見舞金支給に関する条例を提案させていただきたいと。

あわせて基金についても、今増田議員あるいは沢登議員が言われたように、目的基金として交通関係の財源に充てるという、具体的にはどういう事業に充てるかは、今後詰めさせていただきますけれども、本来の交通関係に対する目的基金として設置をするということで、今考えております。

それから、裏があるのかということですが、今言ったように下田市はございません。今言ったように、目的基金をつくと市長自身も明言しておりますので、それを一般財源として、財政厳しいですから、正直言って財政担当としてはというのは、助平心はないわけではございませんが、目的基金としてつくると市長の強い意思がございますので、その目的に沿って、多少目的に合わせた財源充当はさせていただくかもしれませんが、財政調整基金的に自由にそれを何でも使えるというような形は今考えておりませんし、する予定もございません。

○議長（佐々木嘉昭君） 1番。

○1番（沢登英信君） こちらの質問の意思が十分伝わっていないのかなという思いがするわけでございますけれども、再度繰り返しますように、この賀茂地区の交通災害の組合の解散が大変疑問があると、すべきでない、こういうぐあいに思うわけでございます。

その観点からいきますと、先にこの資産があるからということで、お金を配分するというようなことはおかしいと。組織として全部精算できる時期というのがあるわけですから、それまでは解散するにしても、組織をきっちり残しておきなさいと。そこで処分したらどうですかと。各町村に分けておいて、何か請求者が出てきたら、そこで対応するんですよというようなこそくなやり方というのはおかしいのではないかと、こういうぐあいに言っているわけです。その答弁が具体的にないという状態になっているわけです。

そういうことの主張の中で、やはりこの交通共済制度と申しますか、お互いに助け合うという制度が、加入者が少ないとは言いながら、その有効性が十分この係数を見ますと、実効

性があるわけでございます。しかも、500円の掛金で死亡というような不幸なときには、70万と金額が少ないと言われるかもしれませんが、一定の助け合いをしようというような精神に裏づけられていることも明らかであろうと思うわけでございます。

したがって、下田市として基金をつくるというような発想ではなくて、どうしても解散だということであれば、この組織として賀茂地区の交通災害共済組合として、この賀茂地区の人たちに一定の責任を果たしましょうと。そういう基金として残しておきましょうと、交通遺児のためにと。こういう発言や観点がなぜ市長としてとれなかったのかという、こういう質問をしているわけです。いかがでしょう。そういう発言をぜひとっていただきたい、姿勢を。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○総務課長（高橋久和君） まず、3月31日まで組合が存続するし、請求権等があるもので、ある意味ではすべてのそれらの精算業務ができるまで、80%なりの配分をしなくてもいいんじゃないかという意見が1点あるかと思えます。

逆の言い方をしますと、20%残るわけです。1億5,000万の20%いうと3,000万です。さっきも言ったように、何が起こるかわかりませんので、絶対とは決して言えませんが、少なくとも具体的にいつというのはまだ決めてはございませんが、例えば2月末に80%配分したときに、あと1カ月間で、あつては困りますが、3,000万を必要とするような大きな事故はないのではないのかなと。しかし、ないとは言えないもので、1億5,000万の20%、約3,000万を組合費としてとりあえず残しておきましょうと。そして、16年度の決算に基づく不用額とあわせて7月に精算配分をしますということですので、その辺はご理解をしていただきたいと思えます。

それから、賀茂郡下の多くの住民の皆さん方が加入をしてできた制度でございますので、その郡という大きな立場での基金管理ということでございますが、具体的にそれをどこが管理するのでしょうか。組合はなくなるんです。その辺もやはり気持ちとしてはわかりますが、じゃ、その管理をどうするかというような問題も、当然出てくるんじゃないかと思えます。

○議長（佐々木嘉昭君） 1番。

○1番（沢登英信君） こちらの言っている意図がきちり伝わっていないようで、あくまでも2月、7月のこの仮精算と本精算といいますか、そういうことに固守しているようでございますけれども、やはりこの内容は1人の首長が反対であっても、これはまとまらないというこういう組織だと思うわけなんです。その全員が賛成して、全員の方向で歩いていくとい

う、こういう組織であったと思いますし、それは規約がそうでないにしても、その精神はそういうものだと思うわけです。

そういう観点から考えますと、なかなか問題の多いこの提案だと。もう一度きっちり考え直していただいて協議をしていただくと、こういうことが必要だろうという意見を申し述べて終わらせていただきます。

○議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

13番。

○13番（大黒孝行君） すみません、お時間とらせません。少し議論もしたかったんですが、よします。1点だけ。積算の根拠。40%になった根拠というものが、書面文面でどういう取り扱いになっておられたのか、その点の確認だけ一つ1点お願いします。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○総務課長（高橋久和君） 大川議員のご質問にお答えいたしました。その40%というのは申し合わせ事項ということで、この組合がスタートした段階で申し合わせ事項ということで、その当時の各首長同士の中で決めてあったというふうに聞いておりますので、規約ですとか、あるいは条例にはもちろんございません。文章としてどうなんだと言ったら、文章としてもそのときの会議録といいましょうか、協議事項の文書の中にはあるのかもしれませんが、お互いに俗に言う協定みたいな形で、全首長が判を押し合っというような形での申し合わせ事項にはなっていないやに聞いております。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 13番。

○13番（大黒孝行君） じゃ、文面的には何もなくて、その証明するというか、そういうことがあったということは、言葉でつながって行って申し送られたということですか。それを証明するというあれはまずなくて、それでいいですか。

○議長（佐々木嘉昭君） 番外。

○総務課長（高橋久和君） 事務局といいましても、言葉としてはこの組合を管理している事務局、俗に町村会の今事務局長をされている方はご存じのとおり、この事務に俗に言う生え抜きで事務を担当されていた局長でございます。その方が、そういう私たちに対する、私たちも当然そういう申し合わせがあるならば、何か文書として残っていませんかというのは、当然それぞれの担当課長としては疑問が出ましたので、ご質問をさせていただきましたが、今言ったようなことで報告があったということでございます。

○議長（佐々木嘉昭君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております2件については、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、議第68号を討論します。本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

○1番（沢登英信君） この68号の共済組合の解散については、全く反対でございます。

突然、突拍子もなく出てくるというような形の内容で、とても市民の理解を得られるような、そういう内容にまずなっていないわけでございます。何か首長同士の思い込みというんでしょうか、そういうもので解散に至ったのかなど、こんな推測さえもせざるを得ないような内容になっているわけでございます。

現に半数以上の方々が加盟をし、32年間も続き、さらにわずかな額とはいいいながら、お互いにこの交通の災害に助け合っていこうと、こういう精神は心から大事にしていかなければならない、そういうものだろうと思います。それを何かこの基金のお金を利用したいがために、解散するかのような疑惑さえ与えるような内容のこの案件からいきますと、とても賛成できるようなものではないと。反対せざるを得ないと思うわけでございます。

以上です。

○議長（佐々木嘉昭君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木嘉昭君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐々木嘉昭君） 起立多数であります。

よって、議第68号 賀茂地区交通災害共済組合の解散については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第69号を討論します。本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木嘉昭君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木嘉昭君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐々木嘉昭君） 起立多数であります。

よって、議第69号 賀茂地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

○議長（佐々木嘉昭君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。ご苦労さまでした。

なお、この後、各派代表者会議を第1委員会室で開催いたしますので、代表者の方は10分後にお集まりください。

午後 3時55分散会